

仙台高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税決定処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国(気仙沼税務署長)

平成23年4月13日原判決一部取消・その他・上告・上告受理申立て

(第一審・仙台地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、平成22年7月6日判決、  
本資料260号-115・順号11471)

判 決

控訴人兼被控訴人

国

(以下「第1審被告」という。)

代表者法務大臣

江田 五月

処分行政庁

気仙沼税務署長

指定代理人

鈴木 浩一

同

徳光 雅健

同

菊池 光夫

同

林 広光

被控訴人兼控訴人

乙

(以下「第1審原告乙」という。)

被控訴人

甲

(以下「第1審原告甲」という。)

兩名訴訟代理人弁護士 小野寺 信一

主 文

- 1 第1審原告乙の控訴を棄却する。
- 2 原判決中、第1審被告敗訴部分を取り消す。
- 3 第1審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用中、第1審原告乙の控訴によって生じた費用は同第1審原告の負担とし、その余の訴訟費用は、第1、2審を通じ、第1審原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

(第1審被告)

主文第2、第3項と同旨

(第1審原告乙)

- 1 原判決中第1審原告乙に係る部分を次のとおり変更する。
- 2 処分行政庁が平成19年2月28日付けでした、第1審原告乙の平成15年分所得税の更正処分のうち、所得税の還付金の額に相当する税額が3万2086円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が平成19年2月28日付けでした、第1審原告乙の平成16年分所得税の更正処

分（ただし、処分行政庁が平成21年11月10日付けでした再更正処分により一部取り消された後のもの）のうち納付すべき税額が4300円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分（ただし、処分行政庁が同日付けでした変更決定処分により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

- 4 処分行政庁が平成19年2月28日付けでした、第1審原告乙の平成17年分所得税の更正処分のうち、所得税の還付金の額に相当する税額が8万3460円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

## 第2 事案の概要

- 1 本件は、遠洋鮪漁船を運航する台湾会社との間で乗船契約を締結して乗組員として稼働し、同会社から収入を得ていた第1審原告らが、同人らは所得税法（以下「法」という。）2条1項5号所定の「非居住者」に該当するから、国内源泉所得ではない上記収入に係る所得税の納付義務がないものとして、それぞれ平成15年分ないし平成17年分（以下、平成15年ないし平成17年を「本件各年」という。）の所得税の確定申告をしたところ、気仙沼税務署長から、第1審原告らは法2条1項3号所定の「居住者」に該当し、上記収入は給与所得に係る収入（以下「給与収入」という。）に当たるとして、第1審原告らの本件各年分の所得税につき、更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分（以下、第1審原告甲に対する各更正処分を「本件各更正処分A」と、第1審原告乙に対する各更正処分を「本件各更正処分B」と、本件各更正処分Aと本件各更正処分Bとを併せて「本件各更正処分」といい、第1審原告甲に対する各過少申告加算税賦課決定処分を「本件各賦課決定処分A」と、第1審原告乙に対する各過少申告加算税賦課決定処分を「本件各賦課決定処分B」と、本件各賦課決定処分Aと本件各賦課決定処分Bとを併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と本件各賦課決定処分とを併せて「本件各処分」という。）を受けたことに関し、第1審原告らが、①本件各処分には第1審原告らを「居住者」と誤認した違法があり、②仮に第1審原告らが「居住者」に当たるとしても、本件各処分には第1審原告らの給与収入金額を過大に認定した違法があると主張して、本件各更正処分（ただし、第1審原告らの平成16年分所得税については、平成21年11月10日付け再更正処分により一部取り消された後のもの）のうち、本件各年分の確定申告に係る納付すべき税額（又は所得税の還付金の額に相当する税額）を超える部分及び本件各賦課決定処分（ただし、第1審原告らの平成16年分所得税については、平成21年11月10日付け変更決定処分により一部取り消された後のもの）を取り消すよう求めた事案である。

原判決（ただし、平成22年7月16日付け更正決定による更正後のもの。以下同じ。）は、第1審原告らは「居住者」に該当するが、本件各処分には第1審原告らの給与収入を過大に認定した違法があるとして、本件各処分（平成16年分所得税については、平成21年11月10日付け再更正処分及び変更決定処分により一部取り消された後のもの）の一部を取り消した。

原判決に対し、第1審原告乙及び第1審被告が各敗訴部分を不服としてそれぞれ控訴した。

## 2 関係法令の内容

- (1) 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいい（法2条1項3号）、非居住者とは、居住者以外の個人をいう（同項5号）。
- (2) 居住者及び非居住者の区分に関し、個人が国内に住所を有するかどうかの判定について必要な事項は、政令で定める（法3条2項）。
- (3) 居住者は、所得税を納める義務を負う（法5条1項）。

- (4) 非居住者は、法161条に規定する国内源泉所得を有するときは、所得税を納める義務を負う（法5条2項1号）。
- (5) 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう（法28条1項）。
- (6) 国外に居住することとなった個人が、国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有することになった場合は、その者は、国内に住所を有しない者と推定する（法施行令15条1項1号）。

3 前提事実（事実ごとに掲記した証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認めることができる。なお、書証番号に枝番号がある書証については、特に枝番号まで特定して書証番号を掲記しない限り、当該書証番号に係る枝番号すべてを含むものである。以下同じ。）

- (1) 第1審原告甲の本件各年分所得税に係る課税経過は、別紙A1「課税経過一覧表（甲分）」記載のとおりであり、第1審原告乙の本件各年分所得税に係る課税経過は、別紙B1「課税経過一覧表（乙分）」記載のとおりである。（甲A1～3、甲B1～3、乙A14、乙B16）
- (2) 第1審原告甲の本件各年分の公的年金等に係る雑所得金額（平成15年分については一時所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額）は、別紙A1の当該各年分の「確定申告」欄及び「更正処分等」欄に対応する「雑所得」欄（平成15年分については「一時所得」欄及び「雑所得」欄）記載のとおりであり、第1審原告乙の本件各年分の公的年金等に係る雑所得金額は、別紙B1の当該各年分の「確定申告」欄及び「更正処分等」欄に対応する「雑所得」欄記載のとおりである。（甲A1、2、甲B1、2）
- (3) 第1審原告らは、平成15年から平成17年までの期間中、それぞれ遠洋鮪漁船を運航する台湾会社であるA有限公司（以下「A」という。）との間で、鮪延縄漁業の操業を目的とする乗船契約を締結して、遠洋鮪延縄漁船の乗組員（漁撈長兼船長）として稼働し、Aから収入を得ていた。（甲A2～4、甲B2～4、乙A8、乙B12、第1審原告甲の原審本人尋問における供述、第1審原告乙の原審本人尋問における供述（以下、第1審原告甲の原審本人尋問における供述を「第1審原告甲供述」と、第1審原告乙の原審本人尋問における供述を「第1審原告乙供述」という。）

#### 4 争点

- (1) 第1審原告らは法2条1項3号所定の「居住者」に当たるか否か（争点1）。
- (2) 仮に第1審原告甲が「居住者」に当たるとすれば、同第1審原告の本件各年分の所得税に係る各給与収入金額はそれぞれいくらか（争点2）。
- (3) 仮に第1審原告乙が「居住者」に当たるとすれば、同第1審原告の本件各年分の所得税に係る各給与収入金額はそれぞれいくらか（争点3）。

#### 5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（第1審原告らは法2条1項3号所定の「居住者」に当たるか否か）について

##### ア 第1審被告の主張

(ア) 第1審原告らは、宮城県気仙沼市内に住居を有していることが明らかであるから、それぞれ国内に住所を有する個人として、法2条1項3号所定の「居住者」に該当する。

法2条1項3号の「住所」は、民法22条の「住所」と同義であり、すなわち「生活の本拠」を意味する。そして、「生活の本拠」を判断するに当たっては、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他親族を有するか否か、資産の所在等に基づき判定さ

れるべきである。

しかるところ、第1審原告甲については、昭和44年2月に気仙沼市所在の宅地に居宅を新築するとともに、昭和48年8月に同宅地を取得し、これらの土地建物を所有していること、昭和15年7月の出生以来、上記居宅の所在地を住所として住民登録をしており、第1審原告甲と生計を一にする配偶者の丙も昭和40年8月以来、上記居宅の所在地を住所として住民登録をしていること、第1審原告甲がC銀行、D銀行、F銀行、E信用金庫に預金を有していること、上記住民登録地において国民健康保険に加入し、公共料金を支払っていること、上記住民登録地を納税地とする本件各年分の確定申告書を気仙沼税務署長に提出したことなどの事実があり、これらの事実を総合勘案すると、上記住民登録地が第1審原告甲についての住所というべきである。第1審原告甲は船舶が同人の住所であると主張するが、船舶は単なる勤務場所に過ぎない。

また、第1審原告乙については、昭和59年11月に宮城県気仙沼市●●及び同●●の宅地を取得して平成16年7月に同地上に居宅を建築取得するとともに、その際、G金融公庫から1600万円を借り入れ、上記土地建物に抵当権を設定したこと、第1審原告乙及び同人と生計を一にする配偶者である丁は昭和59年12月以来、第1審原告乙肩書住所を住所として住民登録をしていること、第1審原告乙がC銀行、D銀行、F銀行に預金を有していること、上記住民登録地において国民健康保険に加入し、公共料金を支払っていること、上記住民登録地を納税地とする本件各年分の確定申告書を気仙沼税務署長に提出したことなどの事実があり、これらの事実を総合勘案すると、上記住民登録地が第1審原告乙についての住所というべきである。第1審原告乙についても船舶は単なる勤務場所に過ぎない。

(イ) なお、第1審原告らは、法施行令15条1項1号の適用により、第1審原告らが国内に住所を有しない者と推定される旨主張するが、同項の規定は、職業上の理由などから一時的に国外に居住することとなった者の「生活の本拠地」がどこにあるかを個人的事情を考慮した上で個々に判断することが、実務上極めて困難であること等を考慮して設けられたものであるから、国内に住所を有することが明らかな個人については適用はない。

また、日本と台湾との間では、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律2条1号所定の租税条約が締結されていないから、同法6条の規定の適用によって日本の課税上非居住者として取り扱われることはない。

(ウ) したがって、第1審原告らは法2条1項3号所定の「居住者」に該当するものであり、法5条1項、28条1項により、給料としての性質を有するAからの収入に係る所得について給与所得として所得税の納付義務を負うものである。

#### イ 第1審原告らの主張

##### (ア) 第1審原告両名の主張

第1審原告らは、それぞれAとの間で締結した乗船契約により、平成18年8月まで、インド洋等において操業する遠洋鮪延縄漁船に漁撈長兼船長として乗船していたものであり、1年の大半を日本国外で生活していたのであるから、いずれも法施行令15条1項の「その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する者」に該当し、国内に住所を有しない者と推定される。したがって、第1審原告らは法2条1項3号所定の「居住者」には該当せず、同項5号所定の「非居住者」に当たるもの

である。なお、第1審原告らのように1年の大部分を船舶で過ごす船員について、職住一体となっている船員の特殊性に照らせば、船舶は勤務場所であると同時に住所というべきである。

そして、第1審原告らがAから得た収入は法161条所定の国内源泉所得に当たらないから、第1審原告らは、法5条1項又は2項1号に基づき所得税の納付義務を負う者に当たるとすることはできない。

(イ) 第1審原告乙の主張

原判決は、第1審原告乙の肩書住所地（後記乙住民登録地）が第1審原告乙の生活の本拠たる住所であるとするが、生活とは「生物体の生体活動」であり、「生きて生体として活動すること」を指すところ、妻子の居住する上記肩書住所地で生体活動をしつつ、インド洋で操業する遠洋鮪延縄漁船で稼働することはできず、同船内で稼働するためには、同船内で生体活動をせざるを得ないのであるから、第1審原告乙にとっての生活の本拠は、上記遠洋鮪延縄漁船である。

また、原判決は、本件において法施行令15条の規定は適用されないとするが、第1審原告乙の住所を判定する要素として妻子や資産の所在を重視すれば、住所が日本国内にあることになるものの、その要素として国外に1年以上居住しているという事実とかかる事実をもたらす主たる原因である職業を重視すれば、住所は日本国内にはないということになるところ、法施行令15条はいかなる要素を重視するかによって結論が異なる本件のような事案にこそ適用される規定であり、原判決の上記判断は誤りである。

(2) 争点2（仮に第1審原告甲が「居住者」に当たるとすれば、同第1審原告の本件各年分の所得税に係る各給与収入金額はそれぞれいくらか）について

ア 第1審被告の主張

(ア) 主位的主張

a 第1審原告甲は、本件各年において、別紙A2-1～A2-3「主張整理表（甲分）」（平成15年分～平成17年分）の各「振込金等」欄記載のとおり、Aから、第1審原告甲の銀行預金口座に対する振込みの方法（平成17年10月6日のみは現金手渡の方法）により金員の支払を受けた。

しかるところ、これらの金員のうち、①平成15年3月18日振込金100万円、②平成16年7月6日振込金125万9951円及び③平成17年10月6日手渡金143万6314円（以下、上記①～③の符号に従って「本件甲金員①」などという。）を除くその余の振込金（少なくとも、そのうち、旅費立替分の可能性があるため収入金額から除外する後記部分を除く部分）は、Aから第1審原告甲に対し、家庭送金等として支払われた給料であり、いずれも第1審原告甲の当該各年分の給与収入に当たるものである。

b 次に、本件甲金員①～③が第1審原告甲に支払われた理由は以下のとおりである。すなわち、第1審原告甲とAとの間では、航海中、Aが、本来第1審原告甲の負担となる嗜好品等に係る費用を立て替えるとともに、月固定給のうち一定額を第1審原告甲に支払わないで留保し（以下、一般に、月固定給のうち船舶乗組員に支払わないで留保する一定額の金員を「留保金」という。）、第1審原告甲が下船する際に留保金とAが立て替えた金員とを相殺処理して、なお留保金に残額があった場合に、これを振込み又は現金

手渡しにより第1審原告甲に支払う処理を行っていた（以下、一般に、立替金と留保金を相殺処理をした後に船舶乗組員に支払われる留保金の残額を「給料精算金」という。）。そして、Aがその国内船主代理人である株式会社B（以下「B」という。）に宛てた支払指示のファクシミリ文書（以下「本件甲ファクシミリ文書」という。）に、本件甲金員①～③について「薪水結餘預支」（給料精算金前払）又は「薪水結餘」（給料精算金）と記載されていたのであるから、本件甲金員①～③が給料精算金であることは明らかであり、かつ、その原資は、それぞれその支払時期（下船時）の直前の航海に係る期間における月固定給の留保金であると考えるのが合理的である。

しかるところ、以上の事実関係と、本件各年の前である1999年（平成11年）にAと第1審原告甲との間で締結された同年10月から3年間の期間に係る乗船契約において、月固定給が70万円、そのうち家庭送金が60万円とされていること（したがって、留保金は月10万円となる。）を併せ考えれば、本件各年の期間中においても、第1審原告甲の月固定給のうち少なくとも10万円が留保金とされていたものと認められる。

- c そうすると、本件各年において、Aから支払を受けた第1審原告甲の給与収入金額は、上記銀行口座に対する振込金（本件甲金員①、②を除く。）の額（ただし、平成15年6月20日の振込金中3万3260円、平成16年8月20日の振込金中4万4560円及び平成17年12月21日振込金中4万4925円は、いずれも旅費立替分である可能性があるので、収入金額から除外する。）に、別紙A2-1～A2-3の各「留保金」欄記載のとおり各月10万円の留保金を加算した額であり、別紙A2-1～A2-3の各「主位的主張」の「収入金額」欄記載のとおり、平成15年分が2158万3225円、平成16年分が960万円、平成17年分が915万円である。
- d 原判決は、Aと第1審原告甲との乗船契約が平成15年4月1日に再契約された際、月固定給の増額が合意されたことをうかがわせる事情がないのに、Aから第1審原告甲の預金口座に月固定給の家庭送金分として毎月振り込まれる金額が同年3月20日振込み分までは60万円であったものが、同年4月21日振込み分から月固定給と同額の70万円となっているとして、同月4月分以降の月固定給からは留保金を設けることを止めたとする第1審原告甲の主張を認めた。しかしながら、第1審原告らが本件各年分に係るAとの乗船契約書を提出せず、また、我が国と租税条約を締結していない台湾の法人であるAに対しては処分行政庁が質問検査権を行使することができないために、仙台国税局長が管内52税務署長に対する通達回答方式による調査を行って取得した、本件各年の全期間を通じ遠洋鮪延縄漁船の漁撈長（兼船長）としてAとの間で乗船契約を締結し給与収入を得ている者であって、かつ所定の条件を充たす者4名（以下「同業者」といい、A～Dの符号によって表示する。）についての調査結果及び同業者A～Dに係る各乗船契約書によれば、①平成14年及び平成15年に再契約をした者（同業者A～C）についてはいずれも月固定給が10万円増額されたこと、②平成17年10月又は同年11月から同業者A～Dの月固定給が80万円から60万円に、又は65万円から60万円にいずれも減額されたこと（なお、別紙A2-3、B2-3のとおり、第1審原告甲及び第1審原告乙に対する各振込金の額も平成17年10月からそれぞれ減額されている。）、③同業者A～Dに留保金を0円としている者はいないこと、④Aと同業

者A～Dとの間の漁撈長についての乗船契約書には平成14年以降統一書式が用いられ（したがって、第1審原告甲との間で平成15年4月に締結された再契約についても同様の書式が用いられているものと推認される。）、同書式による契約書中には、私用でインマルサット（衛星電話）を利用した場合の通信代金は漁撈長が負担する旨の条項（以下「インマルサット条項」という。）があること（インマルサット条項は留保金が存在することを前提とするものであり、第1審原告甲は、本件各年の航海中に私用で衛星電話を利用したことを自認している。）が認められる。そして、これらの事実によれば、Aは平成15年ころ業績が良好で日本人漁撈長の月固定給を増額したが、平成17年ころ業績が悪化してこれを減額したことが推認され、また、Aとの間で乗船契約を締結して漁船に乗り組んだ漁撈長が留保金を設けないことは例外的であることが明らかであるから、第1審原告甲が、後記のとおり第1審原告乙と揃って平成15年から留保金を設けることをやめたというのは極めて考え難いことである。したがって、原判決が、Aと第1審原告甲との乗船契約が平成15年4月1日に再契約された際、月固定給の増額が合意されたことをうかがわせる事情がないとして、同月4月分以降の月固定給からは留保金を設けることを止めたとする第1審原告甲の主張を認めたことは明らかに誤りである。

- e 第1審原告甲は、本件甲金員①、②が操業中の副次的漁獲物（鱻鱈等）の販売代金であって、他の船員に分配するべく第1審原告甲に託されたものであり、本件甲金員③は平成15年3月分までの留保金に係る給料精算金であると主張する。

しかしながら、本件甲金員①、②が鱻鱈等の販売代金であるとするれば、当該販売代金は1航海ごとに精算されて振り込まれるというのであるから（第1審原告甲供述）、平成16年8月1日から平成17年10月6日までの航海についても鱻鱈等の販売代金が第1審原告甲に振り込まれて然るべきであるのにこれに該当する振込金は見当たらない。また、漁獲物の販売にはそれなりの時間がかかることは経験則上明らかである（現に漁獲物の販売代金を原資とする漁獲奨励金は、第1審原告甲が下船して帰国した平成15年3月17日の1か月余り後の同年4月25日に振り込まれている。）ところ、本件甲金員①、②は第1審原告甲が1航海終えて下船帰国した日（平成15年3月17日、平成16年6月28日）の直後に振り込まれている。さらに、鱻鱈等の販売代金が船員に分配されることに照らすと、漁撈長へのその支払方法は、例えば、次の航海の乗船時に現地で現金で支払うような方法が合理的であり、Bを介して漁撈長の給料振込用預金口座に送金する必要はない（なお、漁獲物の販売代金を原資とする点で類似する漁獲奨励金はAから直接漁撈長の預金口座に送金されている。）。加えて、本件甲金員①は100万円という端数のない金額であって、鱻鱈等の販売代金であることとそぐわない。

したがって、本件甲金員①、②が鱻鱈等の販売代金であるとする第1審原告甲の主張は不合理である。

#### (イ) 予備的主張1

仮に、本件甲金員①～③が給料精算金であると認められないとしても、その全額が給与収入金額と認められる。

すなわち、給与収入とは、雇用又はそれに類する関係において使用者の指揮命令の下に

提供される労務の対価であり、給与収入に当たるか否かは、給与支給者との関係において何らかの空間的・時間的拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支払われるものであるか否かという観点から判断されるべきものである。そして、本件甲金員①～③は給与支払者であるAが、月固定給のうちの家庭送金分と同様に、Bを介して第1審原告甲の給与（家庭送金分）受取預金口座に振り込んで支払ったものであるところ、給与支給者から被用者に支給される金員は通常従属的労務の対価以外にあり得ず、また、その支払方法が、従属的労務の対価である家庭送金分と全く同じであることに照らすと、本件甲金員①～③も従属的労務の対価であることが優に認められるというべきである。

そうすると、本件各年において、Aから支払を受けた第1審原告甲の給与収入金額は、上記銀行口座に対する振込金の額（本件甲金員①、②を含む。ただし、平成15年6月20日の振込金中3万3260円、平成16年8月20日の振込金中4万4560円及び平成17年12月21日振込金中4万4925円を除外することは上記主位的主張と同様である。）及び平成17年10月6日の手渡金（本件甲金員③）の額の合計額であり、別紙A2-1～A2-3の各「予備的主張1」欄記載のとおり、平成15年分が2138万3225円、平成16年分が965万9951円、平成17年分が938万6314円である。

#### (ウ) 予備的主張2

仮に、第1審原告甲が主張するとおり、本件甲金員①、②が副次的漁獲物（鱮鰭等）の販売代金であるとすれば、鱮鰭等の副収入に関して、①鱮鰭は原則として船員の物とする、②鱮鰭の販売は船主主導で行う、③販売代金の分配は漁撈に一任するとの条項（以下「鱮鰭条項」という。）が、本件各年分における乗船契約に付されているものと推認され、その内容に照らして、当該副収入金は雑所得に係る収入に当たるものと認められる。

しかるところ、第1審原告甲は、本件甲金員①、②を全額船員に分配したと主張し、供述するのみで、そのことを合理的に推認させる程度の具体的立証を一切しないので、当該分配に係る事実（雑所得に係る必要経費の支出の存在）が不存在であるとの事実上の推定が働き、収入金額がそのまま所得金額となるものというべきであり、そうすると、第1審原告甲の平成15年分、平成16年分所得税に関し、本件甲金員①、②は給与収入に当たらないものの、その全額が雑所得に当たるというべきである。

#### イ 第1審原告甲の主張

##### (ア) 第1審原告甲は、本件各年において、別紙A2-1～A2-3「主張整理表（甲分）」

（平成15年分～平成17年分）の各「振込金等」欄記載のとおり、Aから、第1審原告甲の銀行預金口座に対する振込みの方法（平成17年10月6日のみは現金手渡の方法）により金員の交付を受けたところ、これらの金員のうち、本件甲金員①～③並びに平成15年6月20日の振込金73万3260円のうちの3万3260円、平成16年8月20日の振込金74万4560円のうち4万4560円及び平成17年12月21日の振込金59万4925円のうち4万4925円を除くその余の振込金は、Aから第1審原告甲に支払われた月固定給又は漁獲奨励金（平成15年4月25日振込みの合計1228万3225円）であり、いずれも第1審原告甲の当該各年分の給与収入に当たるものである。

平成15年6月20日の振込金中3万3260円、平成16年8月20日の振込金中4

万4560円及び平成17年12月21日の振込金中4万4925円は自宅からL空港までの往復旅費等に係る第1審原告甲の立替金の支払であって、給与収入に当たるものではない。

本件甲金員①～③につき、第1審被告は、留保金とAの立替金とを相殺処理した後の留保金の残額である給料精算金であると主張する。しかしながら、第1審原告甲は、平成15年3月分の月固定給までは毎月10万円を留保金としていたものの、同月4月分以降の月固定給からは留保金を設けることを止めたのであり、それ以降は留保金も給料精算金も生じていない。そして、平成15年3月分までの留保金に係る給料精算金が本件甲金員③であるが、本件甲金員①、②は、給料精算金ではなく、Aとの間の「Aが販売し、その販売代金の分配は船頭（漁撈長）に一任する」との契約に基づき、1航海ごとに精算されて船員に分配されるべき操業中の副次的漁獲物（鱧鰯等）の販売金であって、Aから、他の船員に分配するべく第1審原告甲に託されたものである。第1審原告甲は、次の航海のため出国する際に、これを払い戻して持参し、出港前に船員に分配した。したがって、本件甲金員①、②は第1審原告甲の給与収入に当たるものではない。また、平成15年1～3月については、上記振込金（月固定給及び漁獲奨励金）のほかに月額10万円の留保金が第1審原告甲の給与収入となるが、本件各年の他の月については給与収入となるべき留保金は存在しない。

そうすると、本件各年において、Aから支払を受けた第1審原告甲の給与収入金額は、第1審原告甲の銀行口座に対する振込金（本件甲金員①、②並びに平成15年6月20日の振込金中3万3260円、平成16年8月20日の振込金中4万4560円及び平成17年12月21日振込金中4万4925円を除く。）の額に平成15年1～3月分各月10万円の留保金を加算した額であり、別紙A2-1～A2-3の各「第1審原告甲主張」欄記載のとおり、平成15年分が2068万3225円、平成16年分が840万円、平成17年分が795万円である。

(イ) a 第1審被告は、Aと第1審原告甲との乗船契約が平成15年4月1日に再契約された際に月固定給が増額されたとして、同年4月分以降の月固定給からは留保金を設けることを止めたとの第1審原告甲の主張を容れた原判決が誤りであるとする。

しかしながら、第1審原告甲が漁撈長を務めていたA号は、平成13年9月にスクリーシャフトが折れ、修理のため約2か月半操業ができなかったなどの事故に遭い、平成15年4月1日からの契約期間の前の契約期間中にAに多大な迷惑をかけたので、平成15年4月1日の再契約の際に、第1審原告甲が月固定給の増額を申し出る状況ではなかったし、第1審原告甲が求めもしないのにAが進んで月固定給を増額するという事はあり得ない。

第1審被告は、同業者4名の月固定給の金額の推移をもって第1審原告甲の月固定給の増額の根拠とするが、増額の時期はそれぞれであって平成15年に増額されたのは同業者Cのみであり、月固定給が各人各船の状況によって個別具体的に決定されている事情からすれば、他の漁撈長の月固定給の金額の推移は第1審原告甲の月固定給の増額の根拠とはならない。

さらに、第1審被告は、同業者4名がいずれも留保金を設けているとか、乗船契約にインマルサット条項があるとか、漁撈長が留保金を設けないことは例外的であるの

に、第1審原告甲と第1審原告乙とが揃って平成15年から留保金を設けることをやめたというのは極めて考え難いなどとも主張する。しかし、留保金はいわば航海中の小遣金であるから、乗船の際に、航海中に使う一定額の現金を持参すれば、留保金を設けなくとも一向に差し支えない。第1審原告甲及び第1審原告乙にとって平成15年4月の再契約が最後の乗船契約となる可能性が高かったところ、第1審原告甲は、契約を終了した漁撈長に留保金を精算した給料精算金が支払われない事例が多くなってきたことを知り、第1審原告乙と協議して、共に留保金を設けることをやめたのである。また、第1審原告甲は、インマルサット（衛星電話）を利用した場合の通信代金を免除されていた。

なお、上記のとおり、留保金は小遣金であり、これを精算した給料精算金が振込みによって支払われたのでは家庭送金と区分した意味がなくなるので、第1審原告甲は給料精算金を現金で受領していた。本件甲金員③が現金手渡しの方法で支払われたのはそのためである。第1審原告甲は、A号の定期検査、修理の打合せのため平成15年に台湾に出向くつもりで、その際の滞在費、遊興費とするため、平成15年3月分までの留保金を精算した本件甲金員③を受領しないでいたが、結局、鳥インフルエンザのため台湾に出向くことができず、平成17年10月の帰国の際にこれを受領したのである。

b 第1審被告は、本件甲金員①、②が鱻鰭等の販売代金であるとすれば、平成16年8月1日から平成17年10月6日までの航海についても鱻鰭等の販売代金が第1審原告甲に振り込まれて然るべきであるのにこれに該当する振込入金が見当たらないとか、漁獲物の販売にはそれなりの時間がかかるのに、本件甲金員①、②は第1審原告甲が1航海終えて下船帰国した日の直後に振り込まれているなどと主張するが、平成16年8月1日から平成17年10月6日までの航海に係る鱻鰭等の販売代金は、平成17年11月の出港の際、台湾漁業省のオブザーバーらを案内して出港地に来たAの役員から現金で受領したものである。また、鱻鰭等の販売代金は1週間程度で現金化され、漁獲奨励金と比べて早期に支払が可能である。

(3) 争点3（仮に第1審原告乙が「居住者」に当たるとすれば、同第1審原告の本件各年分の所得税に係る各給与収入金額はそれぞれいくらか）について

ア 第1審被告の主張

(ア) 主位的主張

a 第1審原告乙は、本件各年において、別紙B2-1～B2-3「主張整理表（乙分）」（平成15年分～平成17年分）の各「振込金等」欄記載のとおり、Aから、第1審原告乙の銀行預金口座に対する振込みの方法（平成15年6月15日及び平成17年10月6日は現金手渡しの方法）により金員の支払を受けた。

しかるところ、これらの金員のうち、①平成15年6月15日手渡金130万8079円、②平成16年10月27日振込金105万1527円及び③平成17年10月6日手渡金97万8550円（以下、上記①～③の符号に従って「本件乙金員①」などという。）を除くその余の振込金（少なくとも、そのうち、旅費立替分やAからの借入金の可能性があるため収入金額から除外する後記部分を除く部分）は、Aから第1審原告乙に対し、家庭送金として支払われた給料であり（平成15年8月14日、同月18日

及び同月20日の振込みに係る合計1317万2908円（以下、一括して「乙特別金員」という。）は漁獲奨励金として支払われた金員であり、いずれも第1審原告乙の当該各年分の給与収入に当たるものである。

- b 本件乙金員①～③が立替金と留保金とを相殺処理をした後に船舶乗組員に支払われる留保金の残額である給料精算金であることは本件甲金員①～③と同様である。このことは、AがBに宛てた支払指示のファクシミリ文書（以下「本件乙ファクシミリ文書」という。）に、本件乙金員①～③について「薪水結餘」（給料精算金）と記載されていたことから明らかであり、かつ、その原資は、それぞれその支払時期（下船時）の直前の航海に係る期間における月固定給の留保金であると考えするのが合理的である。

そして、本件各年の前である1999年（平成11年）にAと第1審原告乙との間で締結された同年11月から3年間の期間に係る乗船契約において、月固定給が70万円、そのうち家庭送金が60万円とされていること（したがって、留保金は月10万円となる。）を併せ考えれば、本件各年の期間中においても、第1審原告乙の月固定給のうち少なくとも10万円が留保金とされていたものと認められる。

- c そうすると、本件各年において、Aから支払を受けた第1審原告乙の給与収入金額は、上記銀行口座に対する振込金（本件乙金員②を除く。）の額（ただし、平成15年10月21日の振込金中11万8320円、平成16年12月21日の振込金5万9743円及び平成17年12月21日の振込金中6万2402円はいずれも旅費立替分である可能性があり、また、平成16年5月21日の振込金200万円はAからの借入金である可能性があるので、それぞれ収入金額から除外する。）に、別紙B2-1～B2-3の各「留保金」欄記載のとおり各月10万円の留保金を加算した額であり、別紙B2-1～B2-3の各「主位的主張」の「収入金額」欄記載のとおり、平成15年分が2217万2908円、平成16年分が960万円、平成17年分が870万円である。
- d 原判決は、Aと第1審原告乙との乗船契約が平成15年6月に再契約された際、月固定給の増額が合意されたことをうかがわせる事情がないのに、Aから第1審原告乙の預金口座に月固定給の家庭送金分として毎月振り込まれる金額が同年6月20日振込み分までは60万円であったものが、同年7月18日振込み分から月固定給と同額の70万円となっているとして、同月7月分以降の月固定給からは留保金を設けることを止めたとする第1審原告乙の主張を認めた。しかしながら、同業者A～Dについての調査結果及び同業者A～Dに係る各乗船契約書によれば、①平成14年及び平成15年に再契約をした者（同業者A～C）についてはいずれも月固定給が10万円増額されたこと、②平成17年10月又は同年11月から同業者A～Dの月固定給が80万円から60万円に、又は65万円から60万円にいずれも減額されたこと（なお、別紙A2-3、B2-3のとおり、第1審原告甲及び第1審原告乙に対する各振込金の額も平成17年10月からそれぞれ減額されている。）、③同業者A～Dに留保金を0円としている者はいないこと、④Aと同業者A～Dとの間の漁撈長についての乗船契約書には平成14年以降統一書式が用いられ、同書式による契約書中には、留保金の存在を前提とするインマルサット条項があることは、上記(2)のAの(ア)のdのとおりであり、Aと第1審原告乙との間で平成15年6月に締結された再契約に係る契約書にも平成14年以降の統一書式が用いられているものと推認され、また、第1審原告乙は、本件各年の航海中

に私用で衛星電話を利用したことを自認していることは、第1審原告甲の場合と同様である。そして、これらの事実によれば、Aは平成15年ころ業績が良好で日本人漁撈長の月固定給を増額したが、平成17年ころ業績が悪化してこれを減額したことが推認され、また、Aとの間で乗船契約を締結して漁船に乗り組んだ漁撈長が留保金を設けないことは例外的であることが明らかであるから、第1審原告乙が第1審原告甲と揃って平成15年から留保金を設けることをやめたというのは極めて考え難いことである。したがって、原判決が、Aと第1審原告乙との乗船契約が平成15年6月に再契約された際、月固定給の増額が合意されたことをうかがわせる事情がないとして、同年7月分以降の月固定給からは留保金を設けることを止めたとする第1審原告乙の主張を認めたことは明らかに誤りである。

e 第1審原告乙は、本件乙金員①～③が操業中の副次的漁獲物（鱻鱈等）の販売代金であって、Aから、乗組員に分配するべく第1審原告乙に託されたものであると主張する。

しかしながら、第1審原告乙は、平成15年6月までは月10万円の留保金を設けていたことを自認しているから、当該留保金に係る給料精算金の振込入金があつて然るべきところ、仮に本件乙金員①～③が鱻鱈等の販売代金であるとするれば、これに該当する振込入金は見当たらない。また、上記(2)のAの(ア)のeのとおり、漁獲物の販売にはそれなりの時間がかかることが明らかであるのに、本件乙金員①～③は第1審原告乙が1航海終えて下船帰国した日（平成15年6月15日、平成16年10月23日、平成17年10月6日）と同日、又はその直後に支払われている。さらに、鱻鱈等の販売代金をBを介して漁撈長の給料振込用預金口座に送金する必要がないことも上記(2)のAの(ア)のeのとおりである。

したがって、本件乙金員①～③が鱻鱈等の販売代金であるとする第1審原告乙の主張は不合理である。

f 第1審被告乙は、乙特別金員が、自宅の新築資金としてAから借り入れた金員であると主張し、これを漁獲奨励金として給与収入であると認定判断した原判決を縷々論難するが、以下のとおり失当である。

すなわち、まず、Aからの振込金総額は振込手数料を加算すると上記借入証明書記載の総振込額より多額となる点につき、第1審原告乙は、乙特別金員の額は借入証明書記載の総振込額と同額であるから、振込手数料をAが負担したと考えれば不自然ではないなどと主張するが、貸付けをするAが振込手数料を負担すること自体が不自然なのであり、また、Aが第1審原告乙の借入申込額より17万円余りも多い金額（しかも1円単位の端数のある額）の振込みをした点については何ら説明されていない。また、借入申込みの場所を台湾のA本社からシンガポールに変遷させ、台湾に立ち寄ったというのは第1審原告乙の記憶違いであると主張するが、1300万円もの借入れに関し、その申込みの場所につき記憶違いをするというのは極めて不自然である。さらに、第1審原告乙は、返済方法についての説明が変遷していることに関し、担当の税理士が第1審原告乙の実家を介して同人から聞き取りを行ったために齟齬が生じたと主張するが、その変遷の内容は、借入直後の1、2か月は給料から月10万円程度が天引されていた（第1審原告乙供述）という説明から、借入後数か月間は自己の所持金から10万円を支払い、平成17年10月以降は給料から月30万円が天引されている（当審における主張）と

いう説明に変わったものであり、実家を介在させたことがその変遷の理由とはなり得ないのみならず、平成17年10月分以降の給与の減額は、Aが、その経営悪化により、各漁撈長の給与を一斉に減額したことによるものであることは、第1審原告甲や同業者A～Dの例から明白であるから、当審における主張も採用の余地はない。加えて、第1審原告乙は、乗船していたK号は船体もエンジンも古かったから、漁獲奨励金の支払を受けたことはない旨主張するが、乗船の船体やエンジンが古かったとの主張は当審で初めてなされたもので、原審においては、乙特別金員の支払があった平成15年は契約期間中の2年目であるから漁獲奨励金の支払はないと主張していた（実際には契約期間中の2年目ではない。）のであり、この点についても不合理な説明の変遷がある。

したがって、乙特別金員が漁獲奨励金ではなく、Aからの借入金であるとする第1審原告乙の主張は不合理であることが明らかである。

(イ) 予備的主張1

仮に、本件乙金員①～③が給料精算金であると認められないとしても、その全額が給与収入金額と認められることは、上記(2)のアの(イ)の第1審原告甲の場合と同様である。

そうすると、本件各年において、Aから支払を受けた第1審原告乙の給与収入金額は、銀行口座に対する振込金の額（乙特別金員はもとより、本件乙金員②も含む。ただし、平成15年10月21日の振込金中11万8320円、平成16年12月21日の振込金5万9743円及び平成17年12月21日の振込金中6万2402円並びに平成16年5月21日の振込金200万円を除外することは上記主位的主張と同様である。）並びに平成15年6月15日及び平成17年10月6日の各手渡金（本件乙金員①、③）の額の合計額であり、別紙B2-1～B2-3の各「予備的主張1」欄記載のとおり、平成15年分が2228万0987円、平成16年分が945万1527円、平成17年分が847万8550円である。

(ウ) 予備的主張2

仮に、第1審原告乙が主張するとおり、本件乙金員①～③が副次的漁獲物（鱮鰭等）の販売代金であるとすれば、鱮鰭等の副収入金が雑所得に係る収入に当たるものと認められることは、上記(2)のアの(ウ)の第1審原告甲の場合と同様である。

しかるところ、第1審原告乙は、本件乙金員①～③を乗組員に分配し、第1審原告乙の取り分は2割程度であると主張し、供述するのみで、そのことを合理的に推認させる程度の具体的立証を一切しないので、当該分配に係る事実（雑所得に係る必要経費の支出の存在）が不存在であるとの事実上の推定が働き、収入金額がそのまま所得金額となるものというべきであり、そうすると、第1審原告乙の本件各年分所得税に関し、本件乙金員①～③は給与収入に当たらないものの、その全額が雑所得に当たるといふべきである。

イ 第1審原告乙の主張

(ア) 第1審原告乙は、本件各年において、別紙B2-1～B2-3「主張整理表（乙分）」（平成15年分～平成17年分）の各「振込金等」欄記載のとおり、Aから、第1審原告乙の銀行預金口座に対する振込みの方法（平成15年6月15日及び平成17年10月6日は現金手渡しの方法）により金員の交付を受けたところ、これらの金員のうち、次のa～dの各金員を除くその余の振込金は、Aから第1審原告乙に支払われた月固定給であり、いずれも第1審原告乙の当該各年分の給与収入に当たるものである。また、平成17年1

0月21日、同年11月21日及び同年12月21日には、月固定給から各月30万円が借入金の返済として天引されており、この返済金も平成17年分の給与収入に当たることになる。

- a 平成15年6月15日の手渡金130万8079円、平成16年10月27日の振込金105万1527円及び平成17年10月6日の手渡金97万8550円（本件乙金員①～③）

第1審被告は、留保金とAの立替金とを相殺処理した後の留保金の残額である給料精算金であると主張する。しかしながら、第1審原告乙は、平成15年6月分の月固定給までは毎月10万円を留保金としていたものの、同月7月分以降の月固定給からは留保金を設けることを止めたのであり、それ以降は留保金も給料精算金も生じていない。本件乙金員①～③は、給料精算金ではなく、Aとの間の「Aが販売し、その販売代金の分配は船頭（漁撈長）に一任する」との契約に基づき、1航海ごとに精算されて船員に分配されるべき操業中の副次的漁獲物（鯉鰭等）の販売金であって、Aから、乗組員に分配するべく第1審原告乙に託されたものである。第1審原告乙は、現地駐在員とともに乗組員への分配額を決めており、第1審原告乙の取り分は2割程度であるから、平成15年分は26万1615円、平成16年分は21万0306円、平成17年分は19万5710円の限度で当該各年分の給与収入として認めるべきである。

- b 平成15年8月14日、同月18日及び同月20日の振込みに係る合計1317万2908円（乙特別金員）

A作成の借入証明書記載のとおり、第1審原告乙が、自宅の新築資金としてAから借り入れた金員である。

原判決は、Aからの振込金総額は振込手数料を加算すると上記借入証明書記載の総振込額より多額となる上、乙特別金員の額は第1審原告乙のAに対する借入申込金額より多額であること、第1審原告乙が原審において供述するようにシンガポールから日本に帰国する途中で借入申込みのため台湾に入国し、A本社に立ち寄ったという事実は認められないこと、貸付けに関し抵当権その他の担保権が設定された形跡はなく、返済方法についての第1審原告乙の説明も変遷していることなどを挙げて、乙特別金員がAからの借入金であるとは認められず、漁獲奨励金として給与収入であると認定判断した。しかしながら、乙特別金員の額は上記借入証明書記載の総振込額と同額であるから、振込手数料をAが負担したと考えれば不自然ではないし、借入申込みの場所は台湾ではなく、シンガポールであり、台湾に立ち寄ったというのは第1審原告乙の記憶違いにすぎない。また、第1審原告乙はAで長年稼働し、給料の中から返済することが見込まれたので抵当権を設定しなかったのであり、返済方法の説明は、担当の税理士が第1審原告乙の実家を介して同人から聞き取りを行ったために齟齬が生じたにすぎない。第1審原告乙に対するAからの給料の振込額は平成17年10月分以降月30万円減少しているところ、これは借入金の返済額を天引されていることによるものである。第1審原告乙が、乗船契約期間中に、Aの経営悪化によって給料を一方的に減額された事実はない。

第1審原告乙が乗船していたK号は船体もエンジンも古く、第1審原告乙が契約期間中に漁獲奨励金の支払を受けたことは一度もない。

- c 平成15年10月21日の振込金61万8320円のうち11万8320円、平成1

6年12月21日の振込金5万9743円及び平成17年12月21日の振込金46万2402円のうち6万2402円

往復旅費等に係る第1審原告乙の立替金の支払であって、給与収入に当たるものではない。

d 平成16年5月21日の振込金200万円

Aからの借入金であって、平成16年分の給与収入ではない。

そうすると、本件各年において、Aから支払を受けた第1審原告乙の給与収入金額は、第1審原告乙の銀行口座に対する振込金（本件乙金員②及び乙特別金員並びに平成15年10月21日の振込金中11万8320円、平成16年12月21日の振込金5万9743円、平成17年12月21日の振込金中6万2402円及び平成16年5月21日の振込金200万円を除く。）の額に、平成15年1～6月分各月10万円の留保金、平成17年10～12月分の借入金返済額（給料天引額）各月30万円及び本件各年ごとに本件乙金員①～③の各2割相当額（平成15年分26万1615円、平成16年分21万0306円、平成17年分19万5710円）を加算した額であり、別紙B2-1～B2-3の各「第1審原告乙主張」欄記載のとおり、平成15年分が866万1615円、平成16年分が861万0306円、平成17年分が859万5710円である。

(イ) 第1審被告は、Aと第1審原告乙との乗船契約が平成15年6月に再契約された際、月固定給が増額されたとして、同年7月分以降の月固定給からは留保金を設けることを止めたとの第1審原告乙の主張を容れた原判決が誤りであるとする。

しかしながら、上記のとおり、第1審原告乙が漁撈長を務めていたK号は船体もエンジンも古い老朽船でエンジントラブルの修理のため1か月も操業を中止していたこともあり、漁にも恵まれず、第1審原告乙が月固定給の増額を要求できる状況ではなかった。上記のとおり、第1審原告乙は漁獲奨励金の支給を受けたこともなかったところ、その支給を受けた第1審原告甲でさえ月固定給の増額がなかったのであるから、第1審原告乙についてその増額が認められることはあり得ない。もっとも、第1審原告乙は、月固定給が減額されたこともなかった。

乗船の際に、航海中に使う一定額の現金を持参すれば、留保金を設けなくとも一向に差し支えないこと、第1審原告甲及び第1審原告乙が、契約を終了した漁撈長に給料精算金が支払われない事例が多くなってきたことを知り、協議した上で、共に留保金を設けることをやめたこと等は第1審原告甲の主張のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点1（第1審原告らは法2条1項3号所定の「居住者」に当たるか否か）について

(1) 法2条1項3号の「住所」は、民法上の住所と同様、各人の生活の本拠をいうものであるが（同法22条）、経済活動を初めとする個人の活動が活発かつ複雑となり、個人が様々な場所と様々な繋がりを有するに至っている現在において、生活の本拠を認定するに当たっては、かかる現状を考慮し、かつ、本件においては、当該「住所」が多数人を対象として画一的に処理されるべき租税法関係における基準とされていることに配慮しつつ、住居の所在地、職業の種類内容や主たる稼働場所、生計を一にする配偶者その他親族の所在地、資産の所在地、住民としての登録（現在の住民票への記載ないし記録のほか、過去のそれに相当する登録を含む）。

以下同じ。)がされている場所等、各般の客観的事情を総合してこれを判断すべきものである。

(2) 第1審原告甲について

ア 上記第2の3の前提事実に証拠(乙A1~6、11~13、第1審原告甲供述)及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができる。

(ア) 第1審原告甲は、昭和15年7月5日に出生し、同日、出生届出がされてから少なくとも平成18年10月11日までは、宮城県気仙沼市J町(ただし、J町が気仙沼市と合併する前は、当時の行政区画に応じて市町村名等が異なっていた。以下「甲住民登録地」という。)を住所として、所轄市町村役場において住民としての登録がされていた。同様に、第1審原告甲の配偶者である丙(以下「配偶者丙」という。)は、昭和40年8月28日から少なくとも平成18年10月11日まで甲住民登録地を住所として所轄市町村役場において住民としての登録がされ、同所に(同所に後記(イ)の建物が建築された後は同建物に)居住していた。

(イ) 第1審原告甲は、昭和44年2月、甲住民登録地の土地(宅地)上に木造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建の居宅を新築するとともに、同48年8月、同宅地を贈与により取得し、これらの土地建物を所有している。

(ウ) 第1審原告甲は、平成8年ころから平成18年8月ころまで、Aとの間で乗船契約を締結し、台湾に赴いて同社が運航する遠洋鮪漁船に漁撈長(兼船長)として乗船して、インド洋などで操業していた。この間における1回の操業(航海)の期間は通常1年1か月前後であり、1回の航海が終わると帰国し、約1か月余り後に次の航海のため出国していた。第1審原告甲は、上記(イ)の居宅以外には、外国に所在するものを含めて居宅を有しておらず、航海の間の帰国期間中は上記(イ)の居宅で配偶者丙と同居して過ごしていた。

(エ) 第1審原告甲は、少なくとも本件各年中、C銀行気仙沼支店、D銀行気仙沼支店及びE信用金庫本店に同人名義の普通預金口座を有しており、Aから第1審原告甲に対し支払われる家庭送金その他の送金はこれらの口座に振り込まれた。また、平成17年11月4日にF銀行気仙沼支店に定期預金口座開設の申込みをした。

(オ) 第1審原告甲は、少なくとも本件各年中、甲住民登録地を住所地として、日本の国民健康保険に加入し、公的年金を受領していた。

イ 上記アの事実関係によれば、本件各年において、時間的割合からいえば、第1審原告甲が甲住民登録地以外の場所に所在していた期間が長かったことは明らかである。しかし、これは、専ら第1審原告甲の当時の職業が遠洋鮪漁船の漁撈長(兼船長)であり、その稼働場所が国外洋上であったことに起因するものであるところ、一般に稼働場所が住所以外の場所である例は今日では極めて多く、また、自ら認める住所を離れ、国内又は国外の1か所の稼働場所に長期間滞在し、又は何か所もの稼働場所を転々として、その間住所に帰らないという例も古くからさほど珍しいという訳ではない(古くは富山の薬行商人などの例があり、最近でも、長期の舞台公演に出演する俳優や、世界各地のオーケストラで客演指揮をする指揮者などはその例に当たろう。)。そして、一般的・客観的に見て、このような稼働場所は、それが転々とする場合はもとより(なお、第1審原告甲の場合も、操業の性質上、魚群を追って洋上を移動するものと推認されるから、稼働場所が転々とする場合に含まれることとなる。)、1か所に滞在する場合であっても、職業以外の生活関係との結び付きは希薄であることが通常であり、加えて、法2条1項3号、5条1項の場合や、国民健康保険の被保険者の資格の

得喪（国民健康保険法5条、7条等参照）等のように、「住所」が公法上の権利義務関係の存否の基準とされる場合に明確性に欠け、画一的な処理にそぐわないことを併せ考慮すれば、かような稼働場所は、それが国内国外のいずれにあらうと、また、その稼働場所における滞在期間が長期間にわたらうと、これをもって住所とすることは相当ではないといわざるを得ない。

他方、上記アの事実関係によれば、第1審原告甲は、本件各年において、気仙沼市内の甲住民登録地を住民としての登録がされている場所とし、上記のとおり得喪の基準が原則として「住所」とされている国民健康保険の被保険者資格との関係において、甲住民登録地が住所とされ（すなわち、公法上の権利義務関係の存否の基準である「住所」が甲住民登録地とされ）、唯一の居宅の所在地が甲住民登録地であり、主要な資産が甲住民登録地ないしその近辺に所在し、生計を一にする配偶者丙が甲住民登録地に居住しているものであることが認められ、これらの事実関係によれば、甲住民登録地が、たとえ、第1審原告甲自身がそこに滞在する期間は短かくても、客観的に見て第1審原告甲の様々な生活関係と極めて強い結び付きを有していることが明らかである（Aから支払われる金員が甲住民登録地近辺の金融機関の預金口座に振り込まれることからすれば、職業とも一定の繋がりを有しているといえる。）から、その生活の本拠というにふさわしく、かつ、画一的処理の見地から見ても、甲住民登録地を第1審原告甲の住所とすることが相当であるというべきである。

したがって、本件各年において、第1審原告甲の住所は気仙沼市内の甲住民登録地であったものと認める。

### (3) 第1審原告乙について

ア 上記第2の3の前提事実に証拠（乙B1～7、9～11、第1審原告乙供述）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実を認めることができる。

(ア) 第1審原告乙は、昭和16年1月3日に出生し、配偶者の丁（以下「配偶者丁」という。）とともに、昭和59年12月9日から宮城県気仙沼市（以下「乙住民登録地」という。）を住所として、住民としての登録がされて（ただし、気仙沼市の住民となったのは第1審原告乙が昭和41年8月15日、配偶者丁が昭和44年9月8日である。）、現在に至っており、配偶者丁は乙住民登録地に居住している。

(イ) 第1審原告乙は、昭和59年11月24日、宮城県気仙沼市●●及び同●●の土地（宅地。その地上建物の住居表示は宮城県気仙沼市（乙住民登録地）である。）の所有権を取得した後、平成16年7月21日、同土地に木造瓦葺2階建の居宅を新築した。なお、この居宅建築に当たり、第1審原告乙は、G金融公庫に建築資金として1600万円の借入れを、財団法人H保証協会に対して、上記借入れにつき保証委託契約の締結をそれぞれ申し込み、上記借入金1600万円の担保として上記土地、居宅に債務者を第1審原告乙、抵当権者をG金融公庫とする抵当権を設定した。

(ウ) 第1審原告乙は、平成8年6月から平成18年8月ころまで、Aとの間で乗船契約を締結し、台湾に赴いて同社が運航する遠洋鮪漁船に漁撈長（兼船長）として乗船して、インド洋などで操業していた。この間における1回の操業（航海）の期間は通常1年前後であり、1回の航海が終わると帰国し、約1か月程度後に次の航海のため出国していた。第1審原告乙は、上記(イ)の居宅以外には、外国に所在するものを含めて居宅を有しておらず、航海の間の帰国期間中は上記(イ)の居宅で配偶者丁と同居して過ごしていた。

(エ) 第1審原告乙は、少なくとも本件各年中、C銀行気仙沼支店、D銀行気仙沼支店及びF銀行気仙沼支店に同人名義の普通預金口座を有しており、Aから第1審原告乙に対し支払われる家庭送金その他の送金はこれらの口座に振り込まれた。

(オ) 第1審原告乙は、少なくとも本件各年中、乙住民登録地を住所地として、日本の国民健康保険に加入し、公的年金を受領していた。

イ 上記アの事実関係によれば、本件各年において、時間的割合からいえば、第1審原告乙が乙住民登録地以外の場所に所在していた期間が長かったことは明らかであるが、これは、専ら第1審原告乙の当時の職業が遠洋鮪漁船の漁撈長（兼船長）であり、その稼働場所が国外洋上であったことに起因するものであるところ、かような稼働場所は、それが国内国外のいずれにあろうと、また、その稼働場所における滞在期間が長期間にわたろうと、これをもって住所とすることは相当ではないことは、第1審原告甲について、上記(2)イで説示したごとと全く同様である。

他方、上記アの事実関係によれば、第1審原告乙は、本件各年において、気仙沼市内の乙住民登録地を住民としての登録がされている場所とし、得喪の基準が原則として「住所」とされている国民健康保険の被保険者資格との関係において、乙住民登録地が住所とされ（すなわち、公法上の権利義務関係の存否の基準である「住所」が乙住民登録地とされ）、唯一の居宅の所在地が乙住民登録地であり、主要な資産が乙住民登録地ないしその近辺に所在し、生計を一にする配偶者丁が乙住民登録地に居住しているものであることが認められ、これらの事実関係によれば、乙住民登録地が、たとえ、第1審原告乙自身がそこに滞在する期間は短かくても、客観的に見て第1審原告乙の様々な生活関係と極めて強い結び付きを有していることが明らかである（Aから支払われる金員が乙住民登録地近辺の金融機関の預金口座に振り込まれることからすれば、職業とも一定の繋がりを持っているといえる。）から、その生活の本拠というにふさわしく、かつ、画一的処理の見地から見ても、乙住民登録地を第1審原告乙の住所とすることが相当であるというべきである。

したがって、本件各年において、第1審原告乙の住所は気仙沼市内の乙住民登録地であったものと認める。

(4) 第1審原告らは、同人らがそれぞれAとの間で締結した乗船契約により、インド洋等において操業する遠洋鮪延縄漁船に漁撈長兼船長として乗船し、1年の大半を日本国外で生活していたのであるから、いずれも法施行令15条1項の「その者が国外において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する者」に該当し、国内に住所を有しない者と推定され、法2条1項3号所定の「居住者」には該当しないとか、1年の大部分を船舶で過ごす船員について、職住一体となっている船員の特殊性に照らせば、船舶は勤務場所であると同時に住所というべきであるなどと主張する。

しかしながら、同項は、国内に住所を有するとすべきか否かが明確ではない個人について適用される推定規定であって、「住所」が明らかである個人には適用されないというべきであるところ、本件各年において、第1審原告甲の住所は甲住民登録地であり、第1審原告乙の住所が乙住民登録地であったと認められることは如上のとおりであるから、第1審原告らに同項が適用されるものではない。また、洋上を自由に移動し得る船舶は、稼働場所ではあっても、租税法律関係、その他の公法上の権利義務関係の存否の基準である住所ということはできない。したがって、第1審原告らの上記主張を採用することはできない。

(5) 第1審原告乙は、生活とは「生物体の生体活動」であり、「生きて生体として活動すること」を指すところ、妻子の居住する肩書住所地（乙住民登録地）で生体活動をしつつ、インド洋で操業する遠洋鮪延縄漁船で稼働することはできず、同船内で稼働するためには、同船内で生体活動をせざるを得ないのであるから、第1審原告乙にとっての生活の本拠は、上記遠洋鮪延縄漁船であると主張する。

しかしながら、上記主張は、要するに、時間的割合からいえば、第1審原告乙が乙住民登録地以外の場所に所在していた期間が長かったということを言っているものに過ぎないところ、そうであるにしても、乙住民登録地を第1審原告乙の住所と認めるべきことは上記(3)のとおりである。因みに、生活の本拠であるためには、終始其処において第1審原告乙のいう生体活動を伴わなければならないというものではないのであり、このことは、民法が住所のほかにも居所の存在を認めていることから明らかである。

また、第1審原告乙は、同人の住所を判定する要素として妻子や資産の所在を重視すれば、住所が日本国内にあることになるものの、その要素として国外に1年以上居住しているという事実とかかる事実をもたらす主たる原因である職業を重視すれば、住所は日本国内にはないということになるところ、法施行令15条はいかなる要素を重視するかによって結論が異なる本件のような事案にこそ適用される規定であると主張する。

しかしながら、法施行令15条の規定は、国内に住所を有するとすべきか否かが明確ではない個人について適用される推定規定にすぎず、上記のとおり、国内に住所を有することが明らかでない第1審原告乙に同条の規定が適用されるということとはできない。

したがって、第1審原告乙の上記各主張はいずれも採用することができない。

2 争点2（仮に第1審原告甲が「居住者」に当たるとすれば、同第1審原告の本件各年分の所得税に係る各給与収入金額はそれぞれいくらか）について

(1) 認定事実

上記1の(2)の事実及び第2の3の前提事実に証拠（甲A4の1、甲A6、乙共8、9、16～18、21～27、30、31、乙A8～13、15、16、第1審原告甲供述）及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

ア 乗船契約の締結

(ア) 第1審原告甲は、平成8年6月ころ、Aとの間で、第1審原告甲がAの運航する遠洋鮪漁船に漁撈長として乗船する旨の乗船契約を締結した後、平成11年10月5日、以下の内容で上記乗船契約の再契約をした。

a 乗船する船舶

A号

b 契約期間

(a) 平成11年10月5日から約36か月間（ただし、操業の都合により両者の合意の下、延長又は短縮可能とする。）

(b) 下船は本船の水揚げ終了後とし、同時に契約満了とする。

(c) 両者に異議がない場合には、再契約する。

c 報酬

(a) 月固定給

月固定給は70万円とし、そのうち家庭送金分60万円を毎月21日に支払う。

(b) 漁獲奨励金

年間総水揚額が2億円以上であった場合、次のとおり、年間総水揚額に対応する割合の金員を支払う。

- 2億円から2.5億円未満…1.9%
- 2.5億円から3億円未満…2.0%
- 3億円から3.3億円未満…2.1%
- 3.3億円以上……………2.2%

d 支払

(a) 月固定給は漁撈長第1審原告甲の要望に従う。

(b) 漁獲奨励金は、契約満了時点までの総漁獲物販売完了後1か月以内とする。

(イ) 第1審原告甲は、平成15年4月1日ころ、Aとの間で、契約期間を同日から平成18年3月31日まで（航海終了まで）として乗船契約の再契約をし、同契約は平成18年8月ころ終了した。

イ 給料に係る留保金の発生とその精算

Aの運航する船舶では、乗組員が長期の航海中に購入する日用品や嗜好品を同社が立て替えるとともに、月固定給のうち一定額を留保金とし、当該乗組員が下船する際に留保金とAが立て替えた金員とを相殺処理して、なお留保金に残額があった場合に、これを給料精算金として当該乗組員に支払う処理を行っていたところ、第1審原告甲についても、少なくとも平成15年3月までは、月固定給のうち各月10万円が留保金として支払留保され、第1審原告甲の下船時にAの立替金と精算された上、その残額が給料精算金として、振込みまたは現金手渡しの方法により支払われていた。

ウ Bによる給料支払の代行

Aは、平成11年5月1日、Bとの間で、Aが所有する鮪延縄漁船に乗船する日本人乗組員の給料支払及び海外旅行傷害保険への加入についての業務を、BがAに代わって行う旨の業務代行契約を締結した。

エ 第1審原告甲に対する給料等の支払

(ア) 第1審原告甲は、本件各年において、Bを通じて、別紙A2-1～A2-3「主張整理表（甲分）」（平成15年分～平成17年分）の各「振込金等」欄記載のとおり、Aから（ただし、平成15年4月25日振込みの合計1228万3225円についてはBを介さないで直接Aから）、第1審原告甲の銀行預金口座に対する振込みの方法（平成17年10月6日のみは現金手渡しの方法）により金員の交付を受けた。

(イ) なお、上記(ア)の金員のうち、平成15年3月18日に振込送金された100万円（本件甲金員①）は、Aが、Bに対して、平成15年3月15日付けのファクシミリ文書で100万円を第1審原告甲の給料振込口座に送金するよう指示したことにより支払われたものであり、上記ファクシミリ文書には、当該金員につき給料精算金の前払いであることを意味する「薪水結餘預支」との記載がなされていた。

(ウ) また、上記(ア)の金員のうち、平成16年7月6日に振込送金された125万9951円（本件甲金員②）は、Aが、Bに対して、平成16年7月1日付けのファクシミリ文書で125万9951円を第1審原告甲の給料振込口座に送金するよう指示したことにより支払われたものであり、上記ファクシミリ文書には、当該金員につき給料精算金であ

ることを意味する「薪水結餘」との記載がなされていた。

- (エ) さらに、上記(ア)の金員のうち、平成17年10月6日に現金で受領した143万6314円(本件甲金員③)は、Aが、Bに対して、平成17年10月1日付けのファクシミリ文書で143万6314円を第1審原告甲の給料振込口座に送金するよう指示したことにより支払われたものであり、上記ファクシミリ文書には、当該金員につき給料精算金であることを意味する「薪水結餘」との記載がなされていた(なお、(イ)~(エ)の各ファクシミリ文書は前掲本件甲ファクシミリ文書である。)

オ 第1審原告甲に対する漁獲奨励金の支払

第1審原告甲が、平成15年4月25日にBを介さずにAから支払を受けた合計1228万3225円は、漁獲奨励金としてその支払を受けたものであり、このうち、429万2723円はD銀行気仙沼支店の第1審原告甲名義の預金口座に、399万5502円はC銀行気仙沼支店の第1審原告甲の名義の預金口座に、399万5000円はE信用金庫本店の第1審原告甲名義の預金口座にそれぞれ手数料額を控除した後の額が振り込まれたものである。

カ 仙台国税局長による追加調査の結果等

- (ア) 第1審原告らが本件各年分に係るAとの乗船契約書を提出せず、また我が国と租税条約を締結していない台湾の法人であるAに対しては処分行政庁が質問検査権を行使することができないために、仙台国税局長は、いわゆる通達回答方式により、第1審原告らと同様、遠洋鮪延縄漁船の漁撈長(兼船長)としてAとの間で乗船契約を締結し給与収入を得ている者について調査をすることとし、仙台国税局管内の52の税務署長に対し、平成22年7月16日付け「税務訴訟に関する証拠資料の提出について(指示)」と題する通達を発出し、各税務署管内に所得税の納税地を有し、又は有していた個人のうち、次のa~dの各条件のすべてに該当する者について、報酬月額(月固定給額)、家庭送金分の金額、契約時期等に関する報告等を求めた。

- a 平成15年から平成17年までの全期間を通じて、Aとの間で遠洋鮪延縄漁船の漁撈長(兼船長)として乗船する旨の乗船契約を締結して給与収入を得ている者
- b 平成15年分から平成17年分までのすべての年分について所得税の実地調査を行った者
- c 乗船契約書に基づいて平成15年から平成17年までの全期間について報酬月額を確認できる者(平成15年から平成17年までの一部の期間について、乗船契約書はないが振込入金等に基づく報酬月額を認定できる者を含む。)
- d 平成15年分から平成17年分までの所得税について更正又は決定処分を受けている者については、当該処分につき国税通則法又は行政事件訴訟法の規定による不服申立期間及び出訴期間が経過している者並びに当該処分に対して不服申立中及び出訴中でない者

- (イ) その結果、気仙沼税務署長以外の51税務署長からは該当者なしとの報告がなされたが、気仙沼税務署長から4名の該当者(同業者A~D)について報告があった。

同業者A~Dに係る契約時期、報酬月額(月固定給額)、家庭送金分の金額等は次のとおりであった。なお、同業者A~Dが平成14年以降、Aとの間で締結した漁撈長として乗船する旨の乗船契約には、統一された書式及び条項による契約書が用いられている。

a 同業者A

平成14年1月から同年8月までの報酬月額（月固定給額）は55万円、そのうち家庭送金分は50万円であったが、同年9月1日付けで、契約期間を同日からとして乗船契約の再契約を締結し、同月から報酬月額（月固定給額）は65万円、そのうち家庭送金分は60万円とされた。その後、平成17年11月1日付けで、契約期間を同日からとして乗船契約の再契約を締結したが、同月からの報酬月額（月固定給額）は60万円とされ、そのうち家庭送金分は40万円であった。

b 同業者B

平成14年1月から同年9月までの報酬月額（月固定給額）は55万円、そのうち家庭送金分は50万円であったが、同年10月ころ、契約期間を同年10月1日からとして乗船契約の再契約を締結し、同月から報酬月額（月固定給額）は65万円、そのうち家庭送金分は60万円とされた。その後、平成17年11月1日付けで、契約期間を同日からとして乗船契約の再契約を締結したが、同月からの報酬月額（月固定給額）は60万円とされ、そのうち家庭送金分は55万円であった。

c 同業者C

平成14年1月から平成15年8月までの報酬月額（月固定給額）は70万円、そのうち家庭送金分は60万円であったが、同年9月1日付けで、契約期間を同日からとして乗船契約の再契約を締結し、同月から報酬月額（月固定給額）は80万円、そのうち家庭送金分は70万円とされた。その後、平成17年10月から報酬月額（月固定給額）は60万円とされ、そのうち家庭送金分は50万円とされた。

d 同業者D

平成14年1月以降の報酬月額（月固定給額）は80万円、そのうち家庭送金分は60万円とされていたところ、平成16年10月1日付けで、契約期間を同日からとして乗船契約の再契約を締結したが、報酬月額（月固定給額）及び家庭送金分はいずれも従前のおりのまま変更されなかった。その後、平成17年10月1日付けで契約期間を同日からとして乗船契約の再契約を締結したが、同月からの報酬月額（月固定給額）は60万円とされ、そのうち家庭送金分は50万円であった。

(2) 平成15年4月以降の留保金の有無について

ア 第1審原告甲についても、少なくとも平成15年3月までは、月固定給のうち10万円が留保金として支払留保され、後日、Aの立替金と精算した後の残額が給料精算金として、振込みまたは現金手渡しの方法により支払われていたことは、上記(1)のイのとおりである。

しかるところ、第1審被告は、本件各年において、平成15年4月以降も第1審原告甲の月固定給のうちから各月10万円が留保金とされていた旨主張し、これに対し第1審原告甲は、平成15年4月以降、留保金を設けることを止めたと主張するので、以下、この点について検討する。

イ 上記(1)のエの(ア)（別紙A2-1～A2-3）の各事実に弁論の全趣旨を併せ考えれば、本件各年中の第1審原告甲に係る月固定給のうちの家庭送金分の額は、平成15年3月までが月額60万円、同年4月から平成17年9月までが月額70万円、同年10月以降が月額55万円で推移したことが認められる。

そうすると、平成15年3月までと同様、平成15年4月以降も第1審原告甲の月固定給

のうちから各月10万円が留保金とされていたとするためには、第1審原告甲の月固定給が、契約期間を平成15年4月1日からとする再契約の際に、従前の月額70万円から月額80万円に増額されたことが前提となる。

しかるに、第1審原告甲は、本件訴訟において、同再契約に係る契約書を提出しなかったので（第1審原告甲供述中には、その理由として、Aを退職する際に船火事に遭い同契約書を焼失したとする供述部分がある。）、そのために仙台国税局長が行った上記(1)の力の追加調査の結果によれば（なお、同調査は、いわゆる通達回答方式により、相当と認められる条件を設定してこれに該当する者を全部抽出したものであるから、恣意を容れる余地がなく、その信頼性は高いものと認められる。）、同業者A～Dのうち、同業者Aは、55万円であった月固定給が平成14年9月に乗船契約の再契約を締結した際に10万円増額されて65万円となり、同業者Bは、55万円であった月固定給が平成14年10月ころに乗船契約の再契約を締結した際に10万円増額されて65万円となり、同業者Cは、70万円であった月固定給が平成15年9月に乗船契約の再契約を締結した際に10万円増額されて80万円となっており、4名の同業者のうち、平成14年又は平成15年に再契約を締結した3名について、いずれも月固定給が10万円増額されているのであるから（なお、同業者Dについては月固定給が増額されていないが、同人に係る再契約の時期が平成16年10月であった上に、同人の月固定給は同再契約前においても80万円であって、他の同業者や第1審原告らと比べて高額であったという事情がある。）、第1審原告甲についても、契約期間を平成15年4月1日からとする再契約の際に、月固定給が従前の月額70万円から月額80万円に増額されたことが十分推認されるものというべきである。

このことは、上記調査結果によれば、同業者A～Dの月固定給が平成17年10月ないし同年11月から（必ずしも再契約の締結の際ではない。）、同業者Aは65万円から60万円に、同業者Bも65万円から60万円に、同業者Cは80万円から60万円に、同業者Dは80万円から60万円にそれぞれ減額されているところ、第1審原告甲においても同年10月から家庭送金の額が70万円から55万円に（したがって、月固定給の額が、第1審被告の主張では80万円から65万円に、第1審原告甲の主張では70万円から55万円に）減額されていることから、日本人漁撈長の月固定給の増減が、漁撈長の側の個別の事情によるものではなく、Aに生じた一般的な事情（業績の好調や悪化等が考えられる。）によるものであると推認され、したがって、同業者Dについて増額が見送られたような特別の事情がなければ、増減が一律に行われたと考えられることによっても裏付けられるということができる。

この点につき、第1審原告甲は、同人が漁撈長を務めていたA号が平成13年9月にスクリーシャフトが折れて修理のため約2か月半操業ができなかったなどの事故に遭い、Aに多大な迷惑をかけたので、平成15年4月の再契約の際に月固定給の増額を申し出る状況ではなかったし、第1審原告甲が求めもしないのにAが進んで月固定給を増額するということはあり得ないとか、同業者4名の月固定給の増額の時期はそれぞれであって平成15年に増額されたのは同業者Cのみであり、月固定給が各人各船の状況によって個別具体的に決定されている事情からすれば、他の漁撈長の月固定給の金額の推移は第1審原告甲の月固定給の増額の根拠とはならないなどと主張する。

しかしながら、第1審原告甲の主張するような事故が起こったことを認めるに足りる証拠

はなく、かえって、第1審原告甲は、上記(1)のオのとおり、1200万円余りの漁獲奨励金の支給を受ける程度の水揚げを挙げているのであり（上記(1)のアの(ア)の契約内容中、漁獲奨励金に関する約定から見て、平成15年4月25日に第1審原告甲が支払を受けた漁獲奨励金が、契約期間を平成15年4月1日からとする再契約の前の契約期間中における水揚げに対するものであることは明らかであり、平成13年9月もこの契約期間に含まれる。）、また、上記のとおり、同業者や第1審原告甲ら日本人漁撈長の月固定給の増減は、漁撈長の側の個別の事情によるものではなく、Aに生じた一般的な事情（業績の好調や悪化等）によるものであると推認されるのであるから、上記主張を採用することはできない。

ウ また、仙台国税局長が行った上記(1)のカの追加調査の結果によれば、本件各年において、同業者A～Dの月固定給の額と家庭送金分の額との間に常に差額があるから、同業者A～Dは、本件各年を通じて留保金を設けていたことが認められ、このことに、上記(1)のイのとおり、第1審原告甲自身も、少なくとも平成15年3月までは月固定給のうち各月10万円を留保金としていたこと、後記のとおり、第1審原告乙においても少なくとも平成15年6月までは月固定給のうち各月10万円を留保金としていたことを併せ考えれば、Aと乗船契約を締結して同社の運行する船舶に乗船する日本人漁撈長においては留保金を設けることが通常であったことが認められる。

この点につき、第1審原告甲は、留保金は航海中の小遣金であるから、乗船の際に、航海中に使う一定額の現金を持参すれば、留保金を設けなくとも差し支えないなどと主張する。

しかしながら、遠洋漁船は、長期間にわたって複数の国の港に寄港しつつ操業を継続するのが一般であるから、その乗組員が、寄港先の街において日用品や嗜好品を調達するために、その都度現地の通貨を準備するのは極めて煩雑であり（円貨がどこの寄港先の店舗においても通用するものとは到底考えられない。）、Aが代金を立て替えてこれを調達して乗組員に交付し、かつ、その都度精算するのではなく、航海の終了時に、かかる立替金をまとめて月固定給の一部の支払を留保しておいた留保金と精算することには、A及び同社の運航する船舶に乗船する乗組員のいずれにとっても、十分に合理性が認められるものである。そもそも、このような留保金という仕組みのあること自体が、これを裏付けるものといえる。したがって、第1審原告甲の上記主張を採用することはできない。

エ 上記(1)のイのとおり、給料精算金は、乗組員が下船するに際して、Aの立替金と留保金とを精算した後の留保金の残額であるから、本件各年において、給料精算金が第1審原告甲に支払われているものとすれば、第1審原告甲が月固定給の一部を留保金としていたことが認められるというべきである。

しかるところ、上記(1)のエのとおり、本件甲金員①～③は、いずれもAが、Bに対して、ファクシミリ文書（本件甲ファクシミリ文書）で当該金員を第1審原告甲の給料振込口座に送金するよう指示したことにより支払われたものであり、本件甲ファクシミリ文書には、当該金員につき、給料精算金の前払いであることを意味する「薪水結餘預支」との記載、又は給料精算金であることを意味する「薪水結餘」との記載がなされていたのであるから、本件甲金員①～③は、Aから、給料精算金の趣旨で第1審原告甲に支払われたものと認めることができる。

この点につき、第1審原告甲は、本件甲金員①、②は、1航海ごとに精算されて船員に分配されるべき操業中の副次的漁獲物（鱻鱈等）の販売金であって、Aから、他の船員に分配

するべく第1審原告甲に託されたものであり、本件甲金員③は平成15年3月分までの留保金に係る給料精算金であると主張する。

しかるところ、副次的漁獲物（鱮鰯等）の販売金とは、同業者A～Dについて平成14年以降に締結された乗船契約に用いられた統一書式及び条項による契約書（乙共21～27。なお、第1審原告甲についても、契約期間を平成15年4月1日からとする再契約には同様の書式及び条項の契約書が用いられたと推認される。）に、「(1)鮫鰯は原則として船員の物とする。(2)鮫鰯の販売は船主主導で取扱う。(3)鮫鰯の売上額の分配は漁撈長に一任する。」と規定されているもので、その販売を担当する船主（A）から売上金の分配を担当する漁撈長（第1審原告甲）に販売代金が交付されることがあり得るとはいえるが、本件甲金員①、②については、当該金員に係る本件甲ファクシミリ文書に、当該金員が鱮鰯の販売代金であることを示すような記載は全くなく、上記のとおり、当該金員が「薪水結餘預支」（給料精算金の前払い）又は「薪水結餘」（給料精算金）である旨が記載されていたのであって、その記載内容が虚偽であることを示す証拠も、虚偽内容の記載をする理由が存在することを示す証拠もない。加えて、Bが給料支払業務及び海外旅行傷害保険への加入業務についての代行をしていたことは上記(1)のウのとおりであるが、上記(1)のエ、オのとおり、第1審原告甲への漁獲奨励金の支払がBを介さず、Aからの直接の振込みによってなされていることによれば、AとBとの間では、漁獲奨励金はBが支払業務の代行を担当する「給料」に該当しないという理解がされていたことをうかがうことができる。しかるところ、上記のとおり、本件甲金員①、②はAのBに対する支払指示に基づいて支払われているが、「給料」としての性質を有していないとはいえない（少なくとも賞与の性質を有するということができる）漁獲奨励金についてさえ、Bが支払業務の代行を担当する「給料」に該当しないという理解がされていたとすれば、明らかに給料の支払ではない、Aから第1審原告甲への鱮鰯等の販売代金の交付が、AのBに対する支払指示に基づいて行われることは極めて考え難いといわざるを得ない。

また、本件甲金員③についても、上記(1)のイのとおり、留保金は下船時にAの立替金と精算された上、その残額が給料精算金として支払われるのであり、1航海を終え下船してから給料精算金の支払までに特段時間を要する事由は見当たらないところ、証拠（甲A2、4）及び弁論の全趣旨によれば、第1審原告甲が、契約期間を平成15年4月1日からとする再契約の前の契約期間における最終の航海を終えて帰国したのは同年3月16日である（したがって、下船はそれより前である。）ことが認められるから、平成17年10月6日に支払われた本件甲金員③が平成15年3月分までの留保金に係る給料精算金であるとは考え難いといわざるを得ない。なお、この点につき、第1審原告甲は、A号の定期検査、修理の打合せのため平成15年に台湾に出向くつもりで、その際の滞在費等とするため、平成15年3月分までの留保金を精算した本件甲金員③を受領しないでいたが、結局、鳥インフルエンザのため台湾に出向くことができず、平成17年10月の帰国の際にこれを受領したとも主張するが、かかる事実を認めるに足りる証拠はない上、仮に、第1審原告甲の上記主張を前提としても、証拠（甲A2）及び弁論の全趣旨によれば、第1審原告甲は、契約期間を平成15年4月1日からとする再契約の契約期間中の最初の航海のため平成15年6月3日に出国し（したがって、そのころまでにはA号の定期検査、修理は終了していたことになる。）、同航海を終えて平成16年6月28日に帰国したことが認められるのであるから、その帰国

の際に平成15年3月分までの留保金に係る給料精算金を受領することができたはずであり、これを受領するのが平成17年10月6日まで延びた理由は見出し難く、結局、上記主張を採用することはできない。

以上のほか、第1審原告甲は、契約を終了した日本人漁撈長に留保金が支払われない事例が多くなってきたことを知り、留保金を止めることにしたとか、留保金の精算金を家庭送金用の口座に振り込むのでは家庭送金分と区別した意味がなくなるので、これを家庭送金用の口座に振り込むことはあり得ないなどと主張するが、契約を終了した日本人漁撈長に留保金が支払われない事例が多くなってきたとの事実を認めるに足りる証拠はなく、また、留保金は、航海中の日用品や嗜好品の購入等についてのAの立替金との精算をする目的で月固定給の一部の支払が留保されたものであるから、立替金との精算が終了すれば、家庭送金分と区別した理由も消滅し、給料精算金を家庭送金用の口座に振り込むことに何らの支障もないはずである（仮に、第1審原告甲において、給料精算金の受領の事実を配偶者丙に隠しておきたいのなら、現金手渡しの方法で支払うよう別途申し出ればよいだけである。）。

オ 上記イ～エで認定説示したところによれば、第1審原告甲は、本件各年において、平成15年4月以降も第1審原告甲の月固定給のうちから各月10万円を留保金としていた事実を優に認めることができる。そして、この留保金相当額も、本件各年における第1審原告甲の給与収入に当たるものである。

### (3) 第1審原告甲の給与収入額

以上によれば、第1審原告甲が、本件各年において、Aから支払を受けた給与収入金額は、別紙A2-1～A2-3の各「振込金等」欄の金額（ただし、本件甲金員①～③を除外し、また、平成15年6月20日の振込金中3万3260円、平成16年8月20日の振込金中4万4560円及び平成17年12月21日の振込金中4万4925円は、第1審被告において、第1審原告甲の給与収入金額である旨の主張をしないから、これらも除外する。）に、別紙A2-1～A2-3の各「留保金」欄記載のとおり各月10万円の留保金を加算した額であり、別紙A2-1～A2-3の各「主位的主張」の「収入金額」欄記載のとおり、平成15年分が2158万3225円、平成16年分が960万円、平成17年分が915万円となる。

### (4) 本件各更正処分A及び本件各賦課決定処分A（平成16年分については平成21年11月10日付け再更正処分及び同日付け変更決定処分によりそれぞれ一部取り消された後のもの）の適法性

#### ア 平成15年分

##### (ア) 更正処分

a 上記(3)の事実によれば、第1審原告甲の平成15年分の所得税に係る給与所得金額は1880万4063円であると認められる（法28条）。

b 上記aの事実及び上記第2の3の前提事実によれば、第1審原告甲の平成15年分の総所得金額は2082万6124円（給与所得1880万4063円、一時所得29万3413円、雑所得172万8648円）であると認められる。

c 上記bの事実を証拠（乙A1）及び弁論の全趣旨を総合すれば、第1審原告甲の平成15年分の所得税に係る所得控除の合計額は97万7582円であると認められ（第1審原告甲の合計所得金額が1000万円を超過するから、配偶者特別控除を受けることはできない。法83条の2）、そうすると、上記bの総所得金額から上記所得控除の合

計額を控除した課税総所得金額は1984万8000円（千位未満切り捨て）である。

- d 上記課税総所得金額に対する算出税額は485万3760円であり（法89条1項、平成17年法律第21号による改正前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」という。）4条）、この額から定率減税額25万円（負担軽減措置法6条2項）及び源泉徴収税額4万3486円（乙A1）を控除した納付すべき税額は456万0200円（百位未満切り捨て）となる。
- e 上記dの納付すべき税額は、本件各更正処分Aのうち平成15年分所得税に係る納付すべき税額450万1800円を上回るから、本件各更正処分Aのうち平成15年分所得税の更正処分は適法である。

(イ) 賦課決定処分

上記(ア)のとおり、本件各更正処分Aのうち平成15年分所得税の更正処分は適法であるところ、同更正処分により第1審原告甲が納付すべきこととなった税額449万円（450万1800円－9600円。万位未満切り捨て）を基礎とする過少申告加算税額は64万8500円であるから（国税通則法65条）、これと同額である本件各賦課決定処分Aのうち平成15年分過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

イ 平成16年分

(ア) 更正処分

- a 上記(3)の事実によれば、第1審原告甲の平成16年分の所得税に係る給与所得金額は744万円であると認められる（法28条）。
- b 上記aの事実及び上記第2の3の前提事実によれば、第1審原告甲の平成16年分の総所得金額は915万8049円（給与所得744万円、雑所得171万8049円）であると認められる。
- c 上記bの事実を証拠（乙A2）及び弁論の全趣旨を総合すれば、第1審原告甲の平成16年分の所得税に係る所得控除の合計額は102万0823円であると認められ（第1審原告甲が支払った医療費の額9万7659円は、総所得金額915万8049円の100分の5相当額（ただし、その額が10万円を超えるため10万円）を超えないから医療費控除を受けることはできない。法73条）、そうすると、上記bの総所得金額から上記所得控除の合計額を控除した課税総所得金額は813万7000円（千位未満切り捨て）である。
- d 上記課税総所得金額に対する算出税額は129万7400円であり（法89条1項、負担軽減措置法4条）、この額から定率減税額25万円（負担軽減措置法6条2項）及び源泉徴収税額4万2638円（乙A2）を控除した納付すべき税額は100万4700円（百位未満切り捨て）となる。
- e 上記dの納付すべき税額は、本件各更正処分Aのうち平成16年分所得税に係る納付すべき税額（平成21年11月10日付け再更正処分により一部取り消された後のもの）と同額であるから、本件各更正処分Aのうち平成16年分所得税の更正処分（平成21年11月10日付け再更正処分により一部取り消された後のもの）は適法である。

(イ) 賦課決定処分

上記(ア)のとおり、本件各更正処分Aのうち平成16年分所得税の更正処分（平成21

年11月10日付け再更正処分により一部取り消された後のもの)は適法であるところ、同更正処分により第1審原告甲が納付すべきこととなった税額99万円(100万4700円-1万2100円。万位未満切り捨て)を基礎とする過少申告加算税額は12万3500円であるから(国税通則法65条)、これと同額である本件各賦課決定処分Aのうち平成16年分過少申告加算税賦課決定処分(平成21年11月10日付け変更決定処分により一部取り消された後のもの)は適法である。

ウ 平成17年分

(ア) 更正処分

- a 上記(3)の事実によれば、第1審原告甲の平成17年分の所得税に係る給与所得金額は703万5000円であると認められる(法28条)。
- b 上記aの事実及び上記第2の3の前提事実によれば、第1審原告甲の平成17年分の総所得金額は851万0173円(給与所得703万5000円、雑所得147万5173円)であると認められる。
- c 証拠(乙A3)及び弁論の全趣旨によれば、第1審原告甲の平成17年分の所得税に係る所得控除の合計額は104万6878円であると認められ、そうすると、上記bの総所得金額から上記所得控除の合計額を控除した課税総所得金額は746万3000円(千位未満切り捨て)である。
- d 上記課税総所得金額に対する算出税額は116万2600円であり(法89条1項、負担軽減措置法4条)、この額から定率減税額23万2520円(負担軽減措置法6条2項)及び源泉徴収税額5万3211円(乙A3)を控除した納付すべき税額は87万6800円(百位未満切り捨て)となる。
- e 上記dの納付すべき税額は、本件各更正処分Aのうち平成17年分所得税に係る納付すべき税額71万0400円を上回るから、本件各更正処分Aのうち平成17年分所得税の更正処分は適法である。

(イ) 賦課決定処分

上記(ア)のとおり、本件各更正処分Aのうち平成17年分所得税の更正処分は適法であるところ、同更正処分により第1審原告甲が納付すべきこととなった税額72万円(71万0400円-(-1万8971円)。万位未満切り捨て)を基礎とする過少申告加算税額は8万3000円であるから(国税通則法65条)、これと同額である本件各賦課決定処分Aのうち平成17年分過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

3 争点3(仮に第1審原告乙が「居住者」に当たるとすれば、同第1審原告の本件各年分の所得税に係る各給与収入金額はそれぞれいくらか)について

(1) 認定事実

上記1の(3)の事実及び第2の3の前提事実に証拠(甲B4の1、乙共9、30、31、乙B9~15、17、18、第1審原告乙供述)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

ア 乗船契約の締結

(ア) 第1審原告乙は、平成8年6月ころ、Aとの間で、第1審原告乙がAの運航する遠洋鮪漁船に漁撈長として乗船する旨の乗船契約を締結した後、平成11年11月2日、以下の内容で上記乗船契約の再契約をした。

- a 乗船する船舶  
K号
- b 契約期間
- (a) 平成11年11月2日から約36か月間（ただし、操業の都合により両者の合意の下、延長又は短縮可能とする。）
- (b) 下船は本船の水揚げ終了後とし、同時に契約満了とする。
- (c) 両者に異議がない場合には、再契約する。
- c 報酬
- (a) 月固定給  
月固定給は70万円とし、そのうち家庭送金分60万円を毎月21日に支払う。
- (b) 漁獲奨励金  
年間総水揚額が2億円以上であった場合、次のとおり、年間総水揚額に対応する割合の金員を支払う。
- |              |      |
|--------------|------|
| 2億円から2.5億円未満 | 1.9% |
| 2.5億円から3億円未満 | 2.0% |
| 3億円から3.3億円未満 | 2.1% |
| 3.3億円以上      | 2.2% |
- d 支払
- (a) 月固定給は第1審原告乙の要望に従う。
- (b) 漁獲奨励金は、契約満了時点までの総漁獲物販売完了後1か月以内とする。
- (イ) 第1審原告乙は、平成15年6月ころ、Aとの間で、契約期間を同年7月からとして乗船契約の再契約をし、同契約は平成18年8月ころ終了した。
- イ 給料に係る留保金の発生とその精算  
第1審原告乙についても、少なくとも平成15年6月までは、月固定給のうち10万円が留保金として支払留保され、第1審原告乙の下船時にAの立替金と精算された上、その残額が給料精算金として、振込みまたは現金手渡しの方法により支払われていた。
- ウ 第1審原告乙に対する給料等の支払
- (ア) 第1審原告乙は、本件各年において、Bを通じて、別紙B2-1～B2-3「主張整理表（乙分）」（平成15年分～平成17年分）の各「振込金等」欄記載のとおり、Aから（ただし、平成15年8月14日～同月20日振込みの合計1317万2908円（乙特別金員）についてはBを介さないで直接Aから）、第1審原告乙の銀行預金口座に対する振込みの方法（平成15年6月15日及び平成17年10月6日は現金手渡しの方法）により金員の交付を受けた。
- (イ) なお、上記(ア)の金員のうち、平成15年6月15日に現金で受領した130万8079円（本件乙金員①）は、Aが、Bに対して、平成15年6月11日付けのファクシミリ文書で130万8079円を第1審原告乙の給料振込口座に送金するよう指示したことにより支払われたものであり、上記ファクシミリ文書には、当該金員につき給料精算金であることを意味する「薪水結餘」との記載がなされていた。
- (ウ) また、上記(ア)の金員うち、平成16年10月27日に振込送金された105万1527円（本件乙金員②）は、Aが、Bに対して、平成16年10月19日付けのファクシ

ミリ文書で105万1527円を第1審原告乙の給料振込口座に送金するよう指示したことにより支払われたものであり、上記ファクシミリ文書には、当該金員につき給料精算金であることを意味する「薪水結餘」との記載がなされていた。

(エ) さらに、上記(ア)の金員のうち、平成17年10月6日に現金で受領した97万8550円(本件乙金員③)は、Aが、Bに対して、平成17年10月1日付けのファクシミリ文書で97万8550円を第1審原告乙の給料振込口座に送金するよう指示したことにより支払われたものであり、上記ファクシミリ文書には、当該金員につき給料精算金であることを意味する「薪水結餘」との記載がなされていた(なお、(イ)~(エ)の各ファクシミリ文書は前掲本件乙ファクシミリ文書である。)

#### エ 第1審原告乙に対する乙特別金員の送金

第1審原告乙が、平成15年8月14日~同月20日にBを介さないで直接Aから振込送金を受けた合計1317万2908円(乙特別金員)に係る送金等の手続は次のとおりである。

(ア) Aは、平成15年8月14日、送金理由を「船員給与」として第1審原告乙に対する450万円の送金手続をとり、第1審原告乙は、同日、C銀行気仙沼支店の同人名義の預金口座に449万5502円(上記450万円から手数料を控除した後の額)の入金を受けて同金額を受領した。

(イ) Aは、平成15年8月14日、送金目的を「給与の受取」として第1審原告乙に対する450万円の送金手続をとり、第1審原告乙は、同月18日、D銀行気仙沼支店の同人名義の預金口座に449万6250円(上記450万円から手数料を控除した後の額)の入金を受けて同金額を受領した。

(ウ) Aは、平成15年8月14日、送金受領理由を「給料」として第1審原告乙に対する418万5748円の送金手続をとり、第1審原告乙は、同月20日、F銀行気仙沼支店の同人名義の預金口座に418万1156円(上記418万5748円から手数料を控除した後の額)の入金を受けて同金額を受領した。

#### (2) 乙特別金員が第1審原告乙の給与収入に当たるかどうかについて

第1審被告は、乙特別金員が第1審原告乙に対する漁獲奨励金として支払われた金員であり、平成15年分の給与収入に当たる旨主張するのに対し、第1審原告乙は、乙特別金員が自宅の新築資金としてAから借り入れた金員であり、給与収入に当たらないと主張するので、以下、この点について検討する。

ア 上記(1)のエのとおり、乙特別金員はその送金理由を「船員給与」、「給与の受取」又は「給料」としてAから送金されたものであるから、その支払者であるAにおいては当該金員の性質につき給料として理解していたものと解するのが自然である(Aからの借入証明書(甲B6の6枚目)については後に検討する。)。もっとも、その支払金額及び支払日に照らし、また、平成15年8月分の家庭送金額は別途同月21日に送金されていること等にかんがみて、乙特別金員が第1審原告乙の月固定給のうちの家庭送金分でないことは明白であるが、上記(1)のアの(ア)のとおり、第1審原告乙が平成11年11月2日にAとの間で締結した乗船契約の再契約(平成15年6月ころに締結した再契約の前の再契約)に漁獲奨励金支払条項があったこと、乙特別金員の支払時期(新たな再契約の締結(したがって当該漁獲奨励金支払条項に係る契約終了)の約2か月後)が当該漁獲奨励金支払条項の支払時期の定めと概ね

符合すること、乙特別金員がBを介さずAから直接第1審原告乙の預金口座に送金され、しかも、同一日に送金手続をしたにもかかわらず、第1審原告乙の複数の預金口座に分けて送金するという送金方法が、上記2の(1)のオのとおり、漁獲奨励金であると認められる(第1審原告甲がその旨自認している)第1審原告甲に対する平成15年4月25日の合計1228万3225円(手数料を控除した後の額)の送金と酷似していること(なお、AとBの間では、漁獲奨励金はBが支払業務の代行を担当する「給料」に該当しないという理解がされていたものとうかがわれることは、上記2の(2)のエのとおりである。)、後記のとおり、乙特別金員をAからの借入金であるとする第1審原告乙の主張を認めることができないこと等を総合すれば、乙特別金員は、漁獲奨励金として第1審原告乙に支払われたものと認めるのが合理的である。

なお、第1審原告乙は、乙特別金員が3年契約である乗船契約の再契約における2年目に支払われているから漁獲奨励金ではないとか、漁獲奨励金であればBを介して支払われるはずであるなどと主張するが、以上の認定説示に照らし、その各主張が失当であることは明白である。

また、第1審原告乙は、同人が乗船していたK号は船体もエンジンも古く、第1審原告乙が契約期間中に漁獲奨励金の支払を受けたことは一度もないと主張するが、かかる事実を認めるに足りる証拠はない。

イ 他方、乙特別金員が自宅の新築資金としてAから借り入れた金員であるとする第1審原告乙の主張に沿う証拠として、A作成の借入証明書(甲B6の6枚目)が存在し、また、第1審原告乙供述中には、Aから当該借入れをした際の経緯に関し、平成15年7月中旬ころ、Aから借入れを行うために、シンガポールから日本に帰る途中、台湾に立ち寄り、Aの本社で社長に直接1300万円の借入れ方を依頼したとする供述部分がある。

しかるところ、上記借入証明書には、第1審原告乙がAから自宅新築資金の借入れをしたこと、返済方法は毎月の給料からの控除とすること、Aは第1審原告乙が指定する気仙沼市の3銀行に総額1317万2908円を振り込むことが記載され、2003年(平成15年)8月22日との作成日付があるが、上部にAからのファクシミリ送信記録である「A 07 81 56301 11/11 '08 12:49 NO.35101」との記載があり、その「11/11 '08 12:49」の部分により、当該借入証明書が2008年(平成20年)11月11日12時49分にAから第1審原告乙の側にファクシミリ送信されたものと認められること(なお、上記ファクシミリ送信記録の「'08」が西暦を示すものでないとするれば、中华民国暦108年を意味することが考えられるが、同年は西暦2019年のことであって未だ到来していない。)、及び当該借入証明書の記載内容が本件訴訟に提出されることを踏まえたものとうかがわれることに照らすと、上記借入証明書は、実際には、平成15年8月22日ではなく、平成20年11月11日ころに作成されたものと推認される。そして、上記借入証明書の記載内容は、上記(1)のエのとおり、A自身が行った送金手続のために作成された送金票(乙B9~11)に、その送金理由につき「船員給与」、「給与の受取」又は「給料」と記載されていることと矛盾するものであるが、上記送金票が送金日である平成15年8月14日ころにルーティンワークとして作成されたのに対し、当該借入証明書が本件訴訟の提起(平成20年8月5日であることが記録上明らかである。)後に本件訴訟に提出することを踏まえて作成されたと推認されることに照らせば、上記送金票の記載を信用すべきことが明らかであり、加えて、上記借入

証明書記載の総振込金額1317万2908円は、乙特別金員の額自体と一致するものの、手数料分として控除された額が含まれていないことを併せ考えると（なお、第1審原告乙は、この点につき、振込手数料をAが負担したと考えれば不自然ではないなどと主張するが、第1審原告乙の依頼により金員の貸付けをしたというAが送金のため手数料も負担したとは通常は考え難く不自然である上に、C銀行気仙沼支店の預金口座への送金に係る送金票（乙B9の1）の欄外に「支払手数料：受取人負担」というゴム印の押捺があることに照らしても、この主張は採用し難い。）、上記借入証明書の記載はこれを信用することができないといわざるを得ない。

また、証拠（甲B2の1、甲B4の3）及び弁論の全趣旨によれば、第1審原告乙は、平成15年6月15日にシンガポールを出国してその日のうちに日本に入国し、その後同年9月3日に日本を出国するまでは日本に滞在して、その間、台湾に入国した事実はないことが認められ、この事実や、Aから送金を受けた額が、手数料を除いた乙特別金員だけでも合計1317万2908円に及び、第1審原告乙供述中の借入申入額1300万円を17万円余り超過すること等を併せ考えると、第1審原告乙供述中の、平成15年7月中旬ころ、Aから借入れを行うために、シンガポールから日本に帰る途中、台湾に立ち寄り、Aの本社で社長に直接1300万円の借入れ方を依頼したとする供述部分を信用することもできない。なお、この点につき、第1審原告乙は、当審において、平成15年7月中旬に台湾に入国した事実がないのであれば、Aの社長に対する借入申込みの場所は台湾ではなく、シンガポールであり、台湾に立ち寄ったというのは第1審原告乙の記憶違いにすぎないと主張するが、1300万円もの借入申込みをした時期や場所について記憶違いをすること自体不自然である上、上記主張を認めるに足りる証拠もなく、いずれにしても、第1審原告乙の上記供述部分を信用できないことには変わりはない。

加えて、乙特別金員がAからの貸付金であれば、1300万円を超える金額に照らして、Aにおいて何らかの担保を徴するのが合理的であるが、抵当権その他の担保権が設定されたり、第三者による保証がなされた形跡は一切なく（この点につき、第1審原告乙は、給料の中から返済することが見込まれたので抵当権を設定しなかったと主張するが、Aにおいて、上記1の(3)のAの(ア)のとおり、昭和16年1月3日生で、平成15年7月当時62歳を超えていた第1審原告乙の漁撈長としての給料の中から今後1300万円を超える貸付金の回収が可能であると見ていたとは考え難いし、現に、第1審原告乙の主張によっても、当初1、2か月の弁済をした後、弁済を滞らせたというのである。）、また、その返済につき第1審原告乙供述中には、当初1、2か月は返済したが、その後返済を待ってもらって、平成17年10月から70万円の月固定給のうち家庭送金分を40万円にして残額30万円を返済に回すようになったとする部分があるが、2年以上も何らの返済もなく（しかも、給料から天引された形跡もなく）その支払を待ってもらうことができたとも考え難い（なお、平成17年10月以降、固定給のうちの家庭送金分が減少した理由については後に検討する。）。)

以上のとおり、乙特別金員をAからの借入金であるとする第1審原告乙の主張はこれを認めるに足りる証拠がなく、その主張自体も不自然不合理であるといわざるを得ない。

ウ 上記アのとおり、乙特別金員は、漁獲奨励金として第1審原告乙に支払われたものと認められるから、平成15年分の給与収入に含まれるものというべきである。

(3) 平成15年7月以降の留保金の有無について

ア 第1審原告乙についても、少なくとも平成15年6月までは、月固定給のうち10万円が留保金として支払留保され、後日、Aの立替金と精算した後の残額が給料精算金として、振込みまたは現金手渡しの方法により支払われていたことは、上記(1)のイのとおりである。

しかるところ、第1審被告は、本件各年において、平成15年7月以降も第1審原告乙の月固定給のうちから各月10万円が留保金とされていた旨主張し、これに対し第1審原告乙は、平成15年7月以降、留保金を設けることを止めたと主張するので、以下、この点について検討する。

イ 上記(1)のウの(ア) (別紙B2-1～B2-3)の各事実に弁論の全趣旨を併せ考えれば、本件各年中の第1審原告乙に係る月固定給のうちの家庭送金分の額は、平成15年6月までが月額60万円、同年7月から平成17年9月までが月額70万円、同年10月以降が月額40万円で推移したことが認められる。

そうすると、平成15年6月までと同様、平成15年7月以降も第1審原告乙の月固定給のうちから各月10万円が留保金とされていたとするためには、第1審原告乙の月固定給が、契約期間を平成15年7月からとする再契約の際に、従前の月額70万円から月額80万円に増額されたことが前提となる。

しかるに、第1審原告乙は、本件訴訟において、同再契約に係る契約書を提出しないが、上記2の(2)のイにおいて第1審原告甲について述べたと同様に、第1審原告乙についても、契約期間を平成15年7月からとする再契約の際に、月固定給が従前の月額70万円から月額80万円に増額されたことが十分推認されるものというべきである。

このことは、上記2の(2)のイ、オのとおり、同業者A～Dの月固定給が平成17年10月ないし同年11月から(必ずしも再契約の締結の際ではない。)、同業者Aは65万円から60万円に、同業者Bも65万円から60万円に、同業者Cは80万円から60万円に、同業者Dは80万円から60万円に、第1審原告甲は80万円から65万円にそれぞれ減額されているところ、第1審原告乙においても同年10月から家庭送金の額が70万円から40万円に(したがって、第1審被告の主張では、月固定給の額が80万円から50万円に)減額されていることから、日本人漁撈長の月固定給の増減が、漁撈長の側の個別の事情によるものではなく、Aに生じた一般的な事情(業績の好調や悪化等が考えられる。)によるものであると推認され、したがって、同業者Dについて増額が見送られたような特別の事情がなければ、増減が一律に行われたと考えられることによっても裏付けられることができる。

この点につき、第1審原告乙は、平成17年10月から家庭送金の額が70万円から40万円になったのは、各月30万円が借入金の返済として天引されているからであり、第1審原告乙が、乗船契約期間中に、Aの経営悪化によって給料を一方向的に減額された事実はないと主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠がないのみならず、上記のとおり、日本人漁撈長の月固定給の増減が、漁撈長の側の個別の事情によるものではなく、Aに生じた一般的な事情(業績の好調や悪化等が考えられる。)によるものであると推認されること、また、第1審原告甲供述中にも、同人の月固定給のうちの家庭送金分が平成17年10月からそれまでの70万円から55万円になったことに関し、漁船経営が悪化して会社の方から一方向的に月固定給の減額を指示された旨の供述部分があることに照らして、上記主張を採用することはできない。

第1審原告乙は、さらに、第1審原告乙が漁撈長を務めていたK号は船体もエンジンも古い老朽船でエンジントラブルの修理のため1か月も操業を中止していたこともあり、漁にも恵まれず、第1審原告乙が月固定給の増額を要求できる状況ではなかったと主張するが、かかる事実を認めるに足りる証拠はなく、かえって、第1審原告乙が契約期間を平成15年7月からとする再契約の前の契約（契約期間を平成11年11月2日からとする再契約）の契約期間中に1300万円余りの漁獲奨励金の支給を受ける程度の水揚げを挙げたことは、上記(2)のとおりであり、また、上記のとおり、同業者や第1審原告乙ら日本人漁撈長の月固定給の増減は、漁撈長の側の個別の事情によるものではなく、Aに生じた一般的な事情（業績の好調や悪化等）によるものであると推認されるのであるから、上記主張を採用することはできない。

ウ また、Aと乗船契約を締結して同社の運行する船舶に乗船する日本人漁撈長においては留保金を設けることが通常であったことが認められ、この点につき、乗船の際に、航海中に使う一定額の現金を持参すれば、留保金を設けなくとも一向に差し支えないとする第1審原告乙の主張が失当であることは、上記2の(2)のウのとおりである。

エ さらに、上記2の(2)のエにおいて第1審原告甲について述べたと同様、本件各年において、給料精算金が第1審原告乙に支払われているものとするれば、第1審原告乙が月固定給の一部を留保金としていたことが認められるというべきところ、上記(1)のウのとおり、本件乙金員①～③は、いずれもAが、Bに対して、ファクシミリ文書（本件乙ファクシミリ文書）で当該金員を第1審原告乙の給料振込口座に送金するよう指示したことにより支払われたものであり、本件乙ファクシミリ文書には、当該金員につき、給料精算金であることを意味する「薪水結餘」との記載がなされていたのであるから、本件乙金員①～③は、Aから、給料精算金の趣旨で第1審原告乙に支払われたものと認めることができる。

この点につき、第1審原告乙は、本件乙金員①～③は、給料精算金ではなく、Aとの契約に基づき、1航海ごとに精算されて船員に分配されるべき操業中の副次的漁獲物（鱻鱈等）の販売金であって、Aから、乗組員に分配するべく第1審原告乙に託されたものであり、第1審原告乙が現地駐在員とともに決めた乗組員への分配額において、第1審原告乙の取り分は2割程度であるから、平成15年分は26万1615円、平成16年分は21万0306円、平成17年分は19万5710円の限度で当該各年分の給与収入として認めるべきであると主張する。

しかしながら、鱻鱈等の販売を担当する船主（A）から売上金の分配を担当する漁撈長（第1審原告乙）に販売代金が交付されることがあり得るとはいえるものの、本件乙金員①～③については、当該金員に係る本件乙ファクシミリ文書に、当該金員が鱻鱈等の販売代金であることを示すような記載は全くなく、上記のとおり、当該金員が「薪水結餘」（給料精算金）である旨が記載されていたのであって、その記載内容が虚偽であることを示す証拠も、虚偽内容の記載をする理由が存在することを示す証拠もない。加えて、上記のとおり、本件乙金員①～③はAのBに対する支払指示に基づいて支払われているが、Aから第1審原告乙への鱻鱈等の販売代金の交付が、AのBに対する支払指示に基づいて行われることが極めて考え難いことも、上記2の(2)のエにおいて第1審原告甲について述べたと同様である。

以上のほか、第1審原告乙は、第1審原告甲及び第1審原告乙が、契約を終了した漁撈長に給料精算金が支払われない事例が多くなってきたことを知り、協議した上で、共に留保金

を設けることをやめた等、第1審原告甲と同様の主張をするが、いずれも採用し難いことは、第1審原告甲について述べたと同様である。

オ 上記イ～エで認定説示したところによれば、第1審原告乙は、本件各年において、平成15年7月以降も第1審原告乙の月固定給のうちから各月10万円を留保金としていた事実を優に認めることができる。そして、この留保金相当額も、本件各年における第1審原告乙の給与収入に当たるものである。

(4) 第1審原告乙の給与収入額

以上によれば、第1審原告乙が、本件各年において、Aから支払を受けた給与収入金額は、別紙B2-1～B2-3の各「振込金等」欄の金額（ただし、本件乙金員①～③を除外し、また、平成15年10月21日の振込金中11万8320円、平成16年12月21日の振込金5万9743円及び平成17年12月21日の振込金中6万2402円並びに平成16年5月21日の振込金200万円は、第1審被告において、第1審原告乙の給与収入金額である旨の主張をしないから、これらも除外する。）に、別紙B2-1～B2-3の各「留保金」欄記載のとおり各月10万円の留保金を加算した額であり、別紙B2-1～B2-3の各「主位的主張」の「収入金額」欄記載のとおり、平成15年分が2217万2908円、平成16年分が960万円、平成17年分が870万円である。

(5) 本件各更正処分B及び本件各賦課決定処分B（平成16年分については平成21年11月10日付け再更正処分及び同日付け変更決定処分によりそれぞれ一部取り消された後のもの）の適法性

ア 平成15年分

(ア) 更正処分

a 上記(4)の事実によれば、第1審原告乙の平成15年分の所得税に係る給与所得金額は1936万4262円であると認められる（法28条）。

b 上記aの事実及び上記第2の3の前提事実によれば、第1審原告乙の平成15年分の総所得金額は2128万2411円（給与所得1936万4262円、雑所得191万8149円）であると認められる。

c 上記bの事実を証拠（乙B1）及び弁論の全趣旨を総合すれば、第1審原告乙の平成15年分の所得税に係る所得控除の合計額は120万1480円であると認められ（第1審原告乙の合計所得金額が1000万円を超過するから、配偶者特別控除を受けることはできない（法83条の2）。また、上記総所得金額の100分の5に相当する金額が10万円を超えるので、第1審原告乙が支払った医療費の額18万2280円のうち10万円を超える部分である8万2280円が医療費控除の額となる（法73条）。）、そうすると、上記bの総所得金額から上記所得控除の合計額を控除した課税総所得金額は2008万円（千位未満切り捨て）である。

d 上記課税総所得金額に対する算出税額は493万9600円であり（法89条1項、負担軽減措置法4条）、この額から定率減税額25万円（負担軽減措置法6条2項）及び源泉徴収税額5万8646円（乙B1）を控除した納付すべき税額は463万0900円（百位未満切り捨て）となる。

e 上記dの納付すべき税額は、本件各更正処分Bのうち平成15年分所得税に係る納付すべき税額425万0900円を上回るから、本件各更正処分Bのうち平成15年分所

得税の更正処分は適法である。

(イ) 賦課決定処分

上記(ア)のとおり、本件各更正処分Bのうち平成15年分所得税の更正処分は適法であるところ、同更正処分により第1審原告乙が納付すべきこととなった税額428万円(425万0900円-(-3万2086円)。万位未満切り捨て)を基礎とする過少申告加算税額は61万7000円であるから(国税通則法65条)、これと同額である本件各賦課決定処分Bのうち平成15年分過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

イ 平成16年分

(ア) 更正処分

- a 上記(4)の事実によれば、第1審原告乙の平成16年分の所得税に係る給与所得金額は744万円であると認められる(法28条)。
- b 上記aの事実及び上記第2の3の前提事実によれば、第1審原告乙の平成16年分の総所得金額は934万6623円(給与所得744万円、雑所得190万6623円)であると認められる。
- c 上記bの事実を証拠(乙B2)及び弁論の全趣旨を総合すれば、第1審原告乙の平成16年分の所得税に係る所得控除の合計額は113万0366円であると認められ、そうすると、上記bの総所得金額から上記所得控除の合計額を控除した課税総所得金額は821万6000円(千位未満切り捨て)である。
- d 上記課税総所得金額に対する算出税額は131万3200円であり(法89条1項、負担軽減措置法4条)、この額から定率減税額25万円(負担軽減措置法6条2項)及び源泉徴収税額5万7724円(乙B2)を控除した納付すべき税額は100万5400円(百位未満切り捨て)となる。
- e 上記dの納付すべき税額は、本件各更正処分Bのうち平成16年分所得税に係る納付すべき税額(平成21年11月10日付け再更正処分により一部取り消された後のもの)と同額であるから、本件各更正処分Bのうち平成16年分所得税の更正処分(平成21年11月10日付け再更正処分により一部取り消された後のもの)は適法である。

(イ) 賦課決定処分

上記(ア)のとおり、本件各更正処分Bのうち平成16年分所得税の更正処分(平成21年11月10日付け再更正処分により一部取り消された後のもの)は適法であるところ、同更正処分により第1審原告乙が納付すべきこととなった税額100万円(100万5400円-4300円。万位未満切り捨て)を基礎とする過少申告加算税額は12万5000円であるから(国税通則法65条)、これと同額である本件各賦課決定処分Bのうち平成16年分過少申告加算税賦課決定処分(平成21年11月10日付け変更決定処分により一部取り消された後のもの)は適法である。

ウ 平成17年分

(ア) 更正処分

- a 上記(4)の事実によれば、第1審原告乙の平成17年分の所得税に係る給与所得金額は663万円であると認められる(法28条)。
- b 上記aの事実及び上記第2の3の前提事実によれば、第1審原告乙の平成17年分の総所得金額は853万4322円(給与所得663万円、雑所得190万4322円)

であると認められる。

- c 証拠（乙B3）及び弁論の全趣旨によれば、第1審原告乙の平成17年分の所得税に係る所得控除の合計額は183万2869円であると認められ（上記総所得金額の100分の5に相当する金額が10万円を超えるので、第1審原告乙が支払った医療費の額33万9609円のうち10万円を超える部分である23万9609円が医療費控除の額となる。法73条）、そうすると、上記bの総所得金額から上記所得控除の合計額を控除した課税総所得金額は670万1000円（千位未満切り捨て）である。
- d 上記課税総所得金額に対する算出税額は101万0200円であり（法89条1項、負担軽減措置法4条）、この額から定率減税額20万2040円（負担軽減措置法6条2項）及び源泉徴収税額8万8740円（乙B3）を控除した納付すべき税額は71万9400円（百位未満切り捨て）となる。
- e 上記dの納付すべき税額は、本件各更正処分Bのうち平成17年分所得税に係る納付すべき税額55万5500円を上回るから、本件各更正処分Bのうち平成17年分所得税の更正処分は適法である。

（イ） 賦課決定処分

上記（ア）のとおり、本件各更正処分Bのうち平成17年分所得税の更正処分は適法であるところ、同更正処分により第1審原告乙が納付すべきこととなった税額63万円（55万5500円－（－8万3460円）。万位未満切り捨て）を基礎とする過少申告加算税額は6万9500円であるから（国税通則法65条）、これと同額である本件各賦課決定処分Bのうち平成17年分過少申告加算税賦課決定処分は適法である。

第4 結論

以上によれば、本件各処分（ただし、第1審原告甲及び第1審原告乙の平成16年分所得税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分については、いずれも平成21年11月10日付け再更正処分ないし変更決定処分によりそれぞれ一部取り消された後のもの）はいずれも適法であるから、第1審原告らの請求はいずれも棄却すべきである。

したがって、第1審原告乙の控訴は理由がないからこれを棄却し、第1審被告の控訴は理由があるから、同人の控訴に基づき、原判決中第1審被告敗訴部分を取り消し、第1審原告らの請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 石原 直樹

裁判官 瀬戸口 壯夫

裁判官 谷村 武則

## 課税経過一覧表 (甲分)

(単位:円)

	区分	確定申告	更正処分等	異議申立	異議決定	審査請求	審査裁決	再更正処分等
平成15年分	年月日 (通知・送達日)	H16. 3. 15	H19. 2. 28 (H19. 3. 1)	H19. 4. 16	H19. 7. 3 (H19. 7. 5)	H19. 7. 24	H20. 6. 5 (H20. 6. 11)	
	所得金額	給与所得		18,645,660				
		一時所得	293,413	293,413				
		雑所得	1,728,648	1,728,648				
		総所得	2,022,061	20,667,721	確定申告の とおり	棄却	確定申告の とおり	棄却
	所得控除の金額	1,357,582	977,582					
	納付すべき税額	9,600	4,501,800					
	過少申告加算税		648,500					
平成16年分	年月日 (通知・送達日)	H17. 3. 15	H19. 2. 28 (H19. 3. 1)	H19. 4. 16	H19. 7. 3 (H19. 7. 5)	H19. 7. 24	H20. 6. 5 (H20. 6. 11)	H21. 11. 10
	所得金額	給与所得		7,534,059				7,440,000
		雑所得	1,718,049	1,718,049				1,718,049
		総所得	1,718,049	9,252,108	確定申告の とおり	棄却	確定申告の とおり	棄却
	所得控除の金額	1,032,580	1,020,823					1,020,823
	納付すべき税額	12,100	1,023,500					1,004,700
	過少申告加算税		126,500					123,500
	平成17年分	年月日 (通知・送達日)	H18. 3. 15	H19. 2. 28 (H19. 3. 1)	H19. 4. 16	H19. 7. 3 (H19. 7. 5)	H19. 7. 24	H20. 6. 5 (H20. 6. 11)
所得金額		給与所得		5,995,432				
		雑所得	1,475,173	1,475,173				
		総所得	1,475,173	7,470,605	確定申告の とおり	棄却	確定申告の とおり	棄却
所得控除の金額		1,046,878	1,046,878					
納付すべき税額		△18,971	710,400					
過少申告加算税			83,000					

## 課税経過一覧表 (乙分)

(単位:円)

	区分	確定申告	更正処分等	異議申立	異議決定	審査請求	審査裁決	再更正処分等
平成15年分	年月日 (通知・送達日)	H16. 3. 12	H19. 2. 28 (H19. 3. 1)	H19. 4. 16	H19. 7. 3 (H19. 7. 4)	H19. 7. 24	H20. 6. 5 (H20. 6. 11)	
	所得金額	給与所得		18,336,666				
		雑所得	1,918,149	1,918,149				
		総所得	1,918,149	20,254,815	確定申告の とおり	棄却	確定申告の とおり	棄却
	所得控除の金額	1,585,573	1,201,480					
	納付すべき税額	△32,086	4,250,900					
	過少申告加算税		617,000					
平成16年分	年月日 (通知・送達日)	H17. 3. 10	H19. 2. 28 (H19. 3. 1)	H19. 4. 16	H19. 7. 3 (H19. 7. 4)	H19. 7. 24	H20. 6. 5 (H20. 6. 11)	H21. 11. 10
	所得金額	給与所得		9,235,706				7,440,000
		雑所得	1,906,623	1,906,623				1,906,623
		総所得	1,906,623	11,142,329	確定申告の とおり	棄却	確定申告の とおり	棄却
	所得控除の金額	1,130,366	1,130,366					1,130,366
	納付すべき税額	4,300	1,465,500					1,005,400
	過少申告加算税		194,000					125,000
平成17年分	年月日 (通知・送達日)	H18. 3. 7	H19. 2. 28 (H19. 3. 1)	H19. 4. 16	H19. 7. 3 (H19. 7. 4)	H19. 7. 24	H20. 6. 5 (H20. 6. 11)	
	所得金額	給与所得		5,606,161				
		雑所得	1,904,322	1,904,322				
		総所得	1,904,322	7,510,483	確定申告の とおり	棄却	確定申告の とおり	棄却
	所得控除の金額	1,837,653	1,832,869					
	納付すべき税額	△83,460	555,500					
	過少申告加算税		69,500					

(別紙A 2 - 1)

## 主張整理表 (甲分・平成15年分)

(給与収入額)

単位：円

年月日	振込金等		第1審被告主張				第1審原告 甲主張 収入金額
			主位的主張		予備的主張1	予備的主張2	
		備考	留保金	収入金額	収入金額	収入金額	
H15. 1. 21	600,000			600,000	600,000	600,000	600,000
H15. 1. 21			100,000	100,000			100,000
H15. 2. 21	600,000			600,000	600,000	600,000	600,000
H15. 2. 21			100,000	100,000			100,000
H15. 3. 18	1,000,000	本件甲金員①			1,000,000		
H15. 3. 20	600,000			600,000	600,000	600,000	600,000
H15. 3. 20			100,000	100,000			100,000
H15. 4. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 4. 21			100,000	100,000			
H15. 4. 25	4,292,723			4,292,723	4,292,723	4,292,723	4,292,723
H15. 4. 25	3,995,502			3,995,502	3,995,502	3,995,502	3,995,502
H15. 4. 25	3,995,000			3,995,000	3,995,000	3,995,000	3,995,000
H15. 5. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 5. 21			100,000	100,000			
H15. 6. 20	733,260			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 6. 20			100,000	100,000			
H15. 7. 18	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 7. 18			100,000	100,000			
H15. 8. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 8. 21			100,000	100,000			
H15. 9. 19	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 9. 19			100,000	100,000			
H15. 10. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 10. 21			100,000	100,000			
H15. 11. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 11. 21			100,000	100,000			
H15. 12. 19	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H15. 12. 19			100,000	100,000			
合計	21,416,485		1,200,000	21,583,225	21,383,225	20,383,225	20,683,225

(雑所得(公的年金等を除く)に係る収入金額)

H15. 3. 18	1,000,000	本件甲金員①				1,000,000	
------------	-----------	--------	--	--	--	-----------	--

(別紙A 2 - 2)

主張整理表 (甲分・平成16年分)

(給与収入額)

単位：円

年月日	振込金等		第1審被告主張				第1審原告 甲主張 収入金額
			主位的主張		予備的主張1	予備的主張2	
		備考	留保金	収入金額	収入金額	収入金額	
H16. 1. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 1. 21			100,000	100,000			
H16. 2. 20	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 2. 20			100,000	100,000			
H16. 3. 19	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 3. 19			100,000	100,000			
H16. 4. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 4. 21			100,000	100,000			
H16. 5. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 5. 21			100,000	100,000			
H16. 6. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 6. 21			100,000	100,000			
H16. 7. 6	1,259,951	本件甲金 員②			1,259,951		
H16. 7. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 7. 21			100,000	100,000			
H16. 8. 20	744,560			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 8. 20			100,000	100,000			
H16. 9. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 9. 21			100,000	100,000			
H16. 10. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 10. 21			100,000	100,000			
H16. 11. 19	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 11. 19			100,000	100,000			
H16. 12. 21	700,000			700,000	700,000	700,000	700,000
H16. 12. 21			100,000	100,000			
合計	9,704,511		1,200,000	9,600,000	9,659,951	8,400,000	8,400,000

(雑所得 (公的年金等を除く) に係る収入金額)

H16. 7. 6	1,259,951	本件甲金 員②				1,259,951	
-----------	-----------	------------	--	--	--	-----------	--

(別紙A 2 - 3)

## 主張整理表 (甲分・平成17年分)

(給与収入額)

単位：円

年月日	振込金等		第1審被告主張			第1審原告
			主位的主張		予備的主張1	甲主張
		備考	留保金	収入金額	収入金額	収入金額
H17.1.21	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.1.21			100,000	100,000		
H17.2.21	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.2.21			100,000	100,000		
H17.3.18	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.3.18			100,000	100,000		
H17.4.21	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.4.21			100,000	100,000		
H17.5.20	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.5.20			100,000	100,000		
H17.6.21	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.6.21			100,000	100,000		
H17.7.21	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.7.21			100,000	100,000		
H17.8.19	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.8.19			100,000	100,000		
H17.9.21	700,000			700,000	700,000	700,000
H17.9.21			100,000	100,000		
H17.10.6	1,436,314	現金手渡 本件甲金 員③			1,436,314	
H17.10.21	550,000			550,000	550,000	550,000
H17.10.21			100,000	100,000		
H17.11.21	550,000			550,000	550,000	550,000
H17.11.21			100,000	100,000		
H17.12.21	594,925			550,000	550,000	550,000
H17.12.21			100,000	100,000		
合計	9,431,239		1,200,000	9,150,000	9,386,314	7,950,000

(別紙B 2 - 1)

## 主張整理表 (乙分・平成15年分)

(給与収入額)

単位：円

年月日	振込金等		第1審被告主張				第1審原告 乙主張 収入金額
			主位的主張		予備的主張1	予備的主張2	
			留保金	収入金額	収入金額	収入金額	
		備考					
H15. 1. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 1. 21	100,000			100,000	100,000	100,000	100,000
H15. 1. 21			100,000	100,000			100,000
H15. 2. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 2. 21	100,000			100,000	100,000	100,000	100,000
H15. 2. 21			100,000	100,000			100,000
H15. 3. 20	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 3. 20	100,000			100,000	100,000	100,000	100,000
H15. 3. 20			100,000	100,000			100,000
H15. 4. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 4. 21	100,000			100,000	100,000	100,000	100,000
H15. 4. 21			100,000	100,000			100,000
H15. 5. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 5. 21	100,000			100,000	100,000	100,000	100,000
H15. 5. 21			100,000	100,000			100,000
H15. 6. 15	1,308,079	現金手渡 本件乙金 員①			1,308,079		
H15. 6. 20	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 6. 20	100,000			100,000	100,000	100,000	100,000
H15. 6. 20			100,000	100,000			100,000
H15. 7. 18	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 7. 18	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H15. 7. 18			100,000	100,000			
H15. 8. 14	4,495,502	乙特別金 員		4,495,502	4,495,502	4,495,502	
H15. 8. 18	4,496,250			4,496,250	4,496,250	4,496,250	
H15. 8. 20	4,181,156			4,181,156	4,181,156	4,181,156	
H15. 8. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 8. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H15. 8. 21			100,000	100,000			
H15. 9. 19	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 9. 19	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H15. 9. 19			100,000	100,000			
H15. 10. 21	618,320			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 10. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H15. 10. 21			100,000	100,000			
H15. 11. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 11. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H15. 11. 21			100,000	100,000			
H15. 12. 19	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H15. 12. 19	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H15. 12. 19			100,000	100,000			
繰上り等分配金							261,615
合計	22,399,307		1,200,000	22,172,908	22,280,987	20,972,908	8,661,615

(雑所得(公的年金等を除く)に係る収入金額)

H15. 6. 15	1,308,079	本件乙金 員①				1,308,079	
------------	-----------	------------	--	--	--	-----------	--

(別紙B 2 - 2)

## 主張整理表 (乙分・平成16年分)

(給与収入額)

単位：円

年月日	振込金等		第1審被告主張				第1審原告 乙主張 収入金額
			主位の主張		予備の主張1	予備の主張2	
		備考	留保金	収入金額	収入金額	収入金額	
H16. 1. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 1. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 1. 21			100,000	100,000			
H16. 2. 20	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 2. 20	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 2. 20			100,000	100,000			
H16. 3. 19	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 3. 19	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 3. 19			100,000	100,000			
H16. 4. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 4. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 4. 21			100,000	100,000			
H16. 5. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 5. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 5. 21	2,000,000						
H16. 5. 21			100,000	100,000			
H16. 6. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 6. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 6. 21			100,000	100,000			
H16. 7. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 7. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 7. 21			100,000	100,000			
H16. 8. 20	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 8. 20	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 8. 20			100,000	100,000			
H16. 9. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 9. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 9. 21			100,000	100,000			
H16. 10. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 10. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 10. 21			100,000	100,000			
H16. 10. 27	1,051,527	本件乙金員②			1,051,527		
H16. 11. 19	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 11. 19	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 11. 19			100,000	100,000			
H16. 12. 21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000
H16. 12. 21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000
H16. 12. 21	59,743						
H16. 12. 21			100,000	100,000			
繰越等分配金							210,306
合計	11,511,270		1,200,000	9,600,000	9,451,527	8,400,000	8,610,306

(雑所得(公的年金等を除く)に係る収入金額)

H16. 10. 27	1,051,527	本件乙金員②				1,051,527	
-------------	-----------	--------	--	--	--	-----------	--

(別紙B2-3)

## 主張整理表 (乙分・平成17年分)

(給与収入額)

単位：円

年月日	振込金等		第1審被告主張				第1審原告乙主張	
			主位の主張		予備の主張1	予備の主張2	収入金額	備考
	備考	留保金	収入金額	収入金額	収入金額			
H17.1.21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.1.21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.1.21			100,000	100,000				
H17.2.21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.2.21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.2.21			100,000	100,000				
H17.3.18	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.3.18	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.3.18			100,000	100,000				
H17.4.21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.4.21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.4.21			100,000	100,000				
H17.5.20	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.5.20	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.5.20			100,000	100,000				
H17.6.21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.6.21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.6.21			100,000	100,000				
H17.7.21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.7.21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.7.21			100,000	100,000				
H17.8.19	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.8.19	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.8.19			100,000	100,000				
H17.9.21	500,000			500,000	500,000	500,000	500,000	
H17.9.21	200,000			200,000	200,000	200,000	200,000	
H17.9.21			100,000	100,000				
H17.10.6	978,550	現金手渡 本件乙金 員③			978,550			
H17.10.21	400,000			400,000	400,000	400,000	400,000	
H17.10.21			100,000	100,000				
H17.10.21							300,000	借入金返 済天引
H17.11.21	400,000			400,000	400,000	400,000	400,000	
H17.11.21			100,000	100,000				
H17.11.21							300,000	借入金返 済天引
H17.12.21	462,402			400,000	400,000	400,000	400,000	
H17.12.21			100,000	100,000				
H17.12.21							300,000	借入金返 済天引
鱈鱈等分配金							195,710	
合計	8,540,952		1,200,000	8,700,000	8,478,550	7,500,000	8,595,710	

(雑所得(公的年金等を除く)に係る収入金額)

H17.10.6	978,550	本件乙金 員③				978,550	
----------	---------	------------	--	--	--	---------	--